

第

2

章

大 間 町 史



行 財 政

第1節

行政機構

1 沿革

盛岡藩から斗南藩へ 明治元年（1868）年9月22日、会津藩の鶴ヶ城が落城し、藩主・藩士らは謹慎生活に入りました。箱館（函館）に籠城していた榎本武揚らが降伏して戊辰戦争が終焉したのは、翌明治2年（1869）5月のことです。同年11月、会津藩は28万石から斗南藩3万石に減封され、家名再興を許されることになったのです。家督を相続したのは、松平容保の世子真三郎（容大）でした。斗南藩の領地は、旧盛岡藩の陸奥国3郡（北郡、三戸郡、二戸郡の金田一村以北）と北海道の4郡（瀬棚、太櫓、歌棄、山越）で、田名部の円通寺に藩庁が設置されました。

着のみ着のままの会津藩士とその家族合わせて1万7,300人が移住した斗南藩領は、不毛の地が多く、挙藩流罪であることは明らかだったことが次のように記されています。

「おおむね不毛の地で、風激しく草木は成長せず、野辺地以北は高山が中央に突起、地味は痩せ、雑穀しか稔らない。加えて秋霜が早く降り、融雪は遅く、民は貧しく、皇國中、最不幸の民と称するものも決して誇張ではない。」（『青森県史（民俗編）』）

斗南藩は、二戸郡9か村、三戸郡26か村、大間・奥戸村が含まれる北郡35か村の計70か村、石高3万4,747石でした。ここに移住した会津藩士たちの生活は困窮を極めました。後に陸軍に入り大將に昇進した柴五郎は、自著の中で次のように記しています。

「建具もなく板敷には筵を敷き、骨ばかりなる障子には米俵などを藁縄にて縛りつけた掘立小屋で寒気に堪え、玄米に大豆、馬鈴薯などを加えた薄粥や、海岸に流れついた昆布、若布などを細かく刻んで乾燥させた押布（おしめ）、山野の雑草などで飢えをしのいだ。」（『ある明治人の記録』）

* 「盛岡藩」の表記は、現在、青森県史・自治体史・教科書などで一般的に使われています。

廃藩置県と青森県の誕生 中央集権国家を目指す政府は版籍奉還に続いて明治4年（1871）7月、廃藩置県を断行しました。これにより、旧藩主らは家禄と華族の身分を保障されることとなりましたが、居住地を東京に移すことを義務づけられたのです。全国に3府（東京・京都・大阪）と302県が設置され、斗南藩は斗南県となり、松平容大が県知事に任ぜられました。

同年9月4日、七戸・八戸・斗南・黒岩・館の5県は弘前県に合併し、田名部に出張所、大間に分局が置かれました。弘前県が旧藩名を名乗ることができたのは、いち早く奥羽越列藩同



松平容保・喜徳・容大

盟から離脱し、朝廷に忠勤を励んだことが要因です。しかし、この弘前県も同月23日には青森県と改称されました。

同年12月、青森県当局は、弘前・福山・田名部・七戸・八戸・五戸に支庁を設け、大間分局は出張所となり、大間戸長には田中元長^{もとなが}が任じられました。

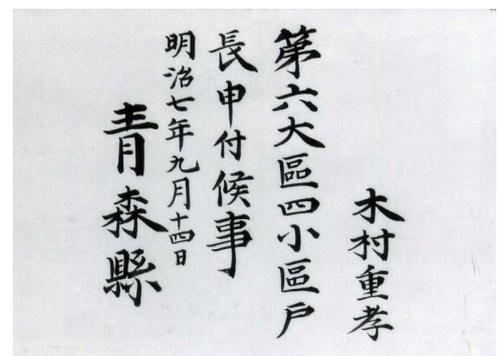
廃藩置県によって、旧会津藩士の多くは会津に帰農するか、北海道や東京へ移住しましたが、下北半島に残って土着した者も500戸以上に上りました。元来、知識階級であった人々が、その後、下北半島の行政や産業、文化に大きく貢献したことは、特筆すべきことでしょう。

初代の青森県令（知事）には菱田重禧^{しげよし}（岐阜）、権参事には野田豁通^{ひろみち}（熊本）が任命されました。このときから10年後、旧弘前藩士らは「青森県を廃して弘前県を復すの運動」を開始していますがその理由として、当局への建白書には次のように記されています。

「人民の風俗、習慣や経済状態の違いを無視して、青森県が作られたが、長官（権令、県令）が交代すること十回、人心が落ちつかないのもすべて無理な合県が原因である。県境も単に旧藩の山や河を目印としており、大ざっぱすぎる。上北、下北、三戸の南部三郡を岩手県に戻し、秋田県の北秋田、鹿角の二郡を合併して県勢の縮小を防ぐ。しかるのち県庁を弘前に戻して弘前県を復活させれば、すっきりし県民も納得するはずである。」（建白書）

2 大間町の誕生

大奥村の誕生 明治元年（1868）以来、大間・奥戸の村政は肝入（庄屋）にゆだねられましたが、廃藩置県後は、大間出張所と庄屋を廃して大間戸長役場が設けられました。明治6年（1873）3月には、大区小区制が実施され、北郡は第六大区に属し、大間と奥戸・佐井・長後・蛇浦・易国間の6か村は第四小区となり、大間村に役場を置き、戸長に任じられたのは、旧会津（斗南）藩士の木村重孝です。戸長の下に副戸長、各村に用係が置かれ、それぞれ戸長・副戸長を補佐する態勢が整えられました。



青森県からの任命書

地方自治権の効率を目指す政府は、明治21年（1888）4月、市制・町村制を公布し、翌22年（1889）4月、施行しました。自治運営に支障のある町村は合併されることが決まり、その基準となる規模は300～500戸。合併に際して問題となるのは新しい町村名で、県当局は「命名調査会」を設置して、その答申を重視することとしたが、命名法の一つは戸長役場管内の最も大きい大字名を採ることで、ほかに大字名を組み合わせる方法も広く用いられました。

大間村と奥戸村が合併して大奥村が誕生し、大間・奥戸の2区を設置しました。役場が設置されたのは奥戸です。初代村長には、高畑熊三郎が就任し、大正2年（1913）1月まで村長



奥戸村・大間村の鳥瞰図

を25年にわたって務めています。なお、役場は明治37年(1904)4月、大間に移り、同45年(1912)1月に新庁舎が建設されました。

町制施行への機運 大奥村大字大間が市街地を形づくって時間が経つと、村民から町制施行を望む機運が高まってきました。

青森県は、昭和11年(1936)10月、独自の町村合併計画を立てて、東通村を田名部町へ、易国間・蛇浦を大奥村へ、下風呂を大畑町へ、それぞれ合併させようと図りました。しかし、大奥村は合併を選ばず、単独で町制施行を目指すことを決めたのです。

大間町の誕生 大奥村は、昭和17年(1942)8月の村会で、町制施行に当たって町名を「大間」と決め、翌月、県へ申請しました。町制施行したのは、昭和17年(1942)11月3日です。県内29番目の町となり、初代町長には佐々木吉三郎、助役、収入役には、それぞれ和田兵吉、山田重藏が就任しました。

合併を目前に控えた10月、大奥村役場は次のような回覧板を各戸に配付しています。

◆町制の実施に就いて!!

皆様多年の待望であった町制が愈々実施せらるる事になり、十一月三日明治節の吉き日^{ぼく}をトして大奥村が大間町へと改められます。当に心機一転ともいふべく大東亜戦争下まことに有意義の事と思ひます。一般皆様にあつても、^{だいおおま}大大間建設に新発足しようとする心構えを更に一心すべきであります。

◆漁家に警告す!!

^{あわび}鮑漁期が十一月一日に迫っています。例年ある事ですが、禁漁の三寸以下の鮑は絶対に採らないようにして下さい。三寸以下の鮑を禁漁にしているのは、いふまでもなく鮑の^{らんかく}濫獲を防いでいつまでも鮑を絶やさなためです。もし誤って三寸以下の鮑を採るような不心得の人がいれば、この村の名産を根絶して、この財産を子孫に残すことが出来ないばかりでなく、国法を犯すことにもなり

ます。警察の方では、^{だんこ}断乎処罰する方針です。絶対間違いのないようにして下さい。

◆混食は必ず励行して下さい!!

飯米は今までは相当数量配給してありましたが、今までの増配は今月限りで打切りになる見込みです。また、前の一人一日平均二合四勺の基準に減ずる事になります。現在、馬鈴薯も穫れている事であり、今から混食を励行して出来得る限り飯米を^{あとあと}後々まで保有して、今年の春のように騒がないように用心して下さい。

◆国債消化に就いて!!

今年も債券の売出しがあつて、隣組の手によって皆様のお手許に届く事と思います。いつも債券の代金は遅れて困っています。

今月分は債券の代金は、債券と引換えに直ちにお納め下さるようお願いいたします。

大奥村役場発行

回覧報（昭和17年10月26日 第48号）

町制施行の祝賀 大間町が誕生したのは、太平洋戦争勃発からほぼ1年後でしたが、住民にとっては大きな喜びでもあったようです。町制施行の各種祝賀行事が行われたのは、翌昭和18年（1943）4月のことです。同月3日、祝賀の式典に続いて、一般の町民や国民学校児童、各種団体が参加しての旗行列、祝賀協賛会、演芸大会などが行われました。この祝賀協賛会では、「会務を進める物資節約の折柄可成^{かなり}『間に合せ』を励行すること」としたその献立とは次のとおりでした。

昼食及酒肴の献立左（次）の如し

1、来賓用

- イ、折詰酒肴は青森市より既製品を購入す
- ロ、郷土産物（本町名産乾鮑）予め漁業組合へ交渉し寄贈方依頼すること。8分乾燥となりたる物7箇づつ折詰とす。その容器は会計係に於いて準備す 数120人分
- ハ、昼食は赤飯を薄板にて包装したるもの 数120人分
- ニ、つまみ物、乾鮑を細く切断したるもの 紙袋入として数約120人
- ホ、水貝、生鮑にて小皿に盛る 数約120人分

2、一般町民用

- イ、豚の甘煮を薄板にて包装したるもの 約500人分
- ロ、果物、りんご2箇づつ 約500人分
- ハ、昼食は来賓用と同じ 約500人分

3、祝酒2合瓶又は4合瓶詰とすること（1人2合）約650人分

戦時下の町政 昭和15年（1940）10月、政府は戦時体制を強化するため官製の国民運動を組織しました。それが「大政翼賛会」で、①日常生活に臣道実践、②貯蓄の奨励と虚礼廃止、③時局に備えて心身鍛練、④誉れの家の後援、などのモットーが掲げられました。「誉れの家」とは、

出征兵士や戦死者を出した家のことで、戦時色が感じられます。

大政翼賛会は、県下の3市8郡25町137村にそれぞれ支部が置かれ、各支部には、支部長や常務委員、顧問、参与が任ぜられました。大政翼賛会の推進員の活動としては、①食糧増産運動、②神社参拝の励行、③出征家族への手伝い、④共同研究の励行、⑤納税貯蓄組合の設立・貯蓄の励行、⑥集落常会における挺身的活動などが挙げられます。

戦後の町政 昭和20年（1945）8月14日、日本はポツダム宣言を受諾して、連合国に無条件降伏しました。日本を占領したGHQ（連合国軍総司令部）は、都道府県に軍政部を設置し、地方議員や市町村長、町内会長らは、自動的に公職から追放されることとなったのです。

一方、戦争放棄と主権在民の新憲法が公布され、婦人に参政権が与えられ、昭和22年（1947）4月、初めての都道府県知事と市町村長の選挙が実施されました。

その後、大間町では昭和37年（1962）6月には『町報大間』の創刊、昭和41年（1966）8月には町章と町旗の制定などが行われていきます。



昭和20年代の役場庁舎

3 町章・町民憲章・町の木・町の花・町の鳥の制定

町章の制定 自治体にはそれぞれを象徴する紋章があり、市町村章といます。自治体の個性や思いを込めたシンボルです。

大間町では、町民の強い希望に応じて、昭和41年（1966）8月、町章が制定されました。町章は、3つの「大」の文字で構成されています。これは、町の3つの集落である大間、奥戸、材木を象徴したもので、和と融を示したものです。当時、町内で教師をしていた駒井 中氏が、大間町の依頼を受けて考案しました。



町章

町制施行40周年記念の一環として 大間町は、昭和57年（1982）に迎える町制施行40周年記念の一環として、町民憲章と町の木、町の花、町の鳥を制定することを決め、昭和56年（1981）7月、町民憲章起草委員会を発足させました。13人に委員を委嘱し、委員長に就任したのは、大間町社会福祉協議会の石澤 徹会長です。

昭和57年（1982）6月、同委員会による慎重かつ活発な審議が実って、町民憲章と、大間町を象徴する町の木、町の花、町の鳥が制定されました。

〈町民憲章〉

わたくしたちは、津軽海峡の青い海と、美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州の最北の地に住む大間町の町民です。先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うるおいのある住みよい町にするために、この憲章を定め実践します。

- 一、健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよい町にいたしましょう。
- 一、教養と文化の高い清らかな町をめざしましょう。
- 一、互いに話し合う平和でなごやかな町をきずきましょう。
- 一、人を愛し、まことをつくす、しあわせな町に育てましょう。

町の花は、「はまなすの花」です。海岸のいたるところに自生し、初夏に芳香を放つハマナスのかれんな花、郷愁をそそる甘酸っぱい果実とともに、大間町の気候風土に適したバラ科の落葉低木として、昔から町民に親しまれています。

町の木は、「くろまつ」となりました。大間町は、クロマツの北限地です。松は古来めでたい樹木として親しまれてきた常緑高木で、樹齢100年を超えるものも珍しくありません。潮風や雨風にもよく耐え、雄々しい中にも気品ある姿を漂わせています。

町の鳥は、「かもめ」です。弁天島や津鼻崎をはじめ、港、海岸、海上にと、群れ飛ぶ優美なカモメは、自然現象に敏感で時化^{しげ}を教え、また、豊漁を告げる海鳥として、昔から町民に親しまれてきました。



町の花 はまなす



町の木 くろまつ



町の鳥 かもめ (オオセグロカモメ)

4 大字・地名の由来

歴史上に見る大間と奥戸の地名 康正3年(1457)年に起こった^{かきざき}蛸崎の乱(宇曾利郷田名部の蛸崎城主蛸崎蔵人信純による南部氏に対する反乱)は下北半島を戦乱の渦に巻き込みましたが、それによってそれまで明確ではなかった大間町の中世の姿がわずかながら浮かび上がってきました。鎌倉時代まで、大間という地名は文献上で見つけることはできませんでしたが、初めて表出するのは康正3年(1457)のことです。

蛸崎蔵人の家臣である兵糧奉行中津川七郎右衛門が作成した下北軍用地図に大間の名が見えます。そこには、大間に北州突呂賢^{とつろけん}の兵が3,700人配置されたことが書き込まれていました。このことから、大間は500年以上前、既に一集落を形成していたことがうかがえます。

蛸崎の乱が起こるまで、大間は、蛸崎蔵人の弟で蛇浦城主・蛸崎主税信久の所轄でした。大間は独立した一つの村ではなく、風間浦村蛇浦の中の一地域だったのでしょう。三方を海に囲まれているとはいえ、当時の大間には湊としての機能はありません。木造帆船が主流の時代、蛇浦や奥戸浦、佐井湊のような小さな湊が必要とされましたが、大間のような潮の流れの早い危険な岬のある大型港は、避けられていました。

一方、奥戸は、大間に比べはるかに早くから開けた、海路の重要な拠点です。当時の海運向きの良港があり、さらに蛸崎蔵人の拠点でもある錦帯城にも通じる間道もありました。

奥戸も蛸崎の乱によって、初めてその名を知られるようになりましたが、南北朝時代の延元年間(1336~40)に、すでに肥後菊池家の一族が奥戸に来ていることが『大奥村誌』に記されています。

「延元年中一族ノ奥戸ニ来ルアリ後チ大平ニ移リ新谷氏ト称セリ今猶奥戸ニ菊池氏ヲ唱フルモノアルハ其ノ遺族ニアラザルナキカ徴スルニ由ナキヲ憾ム。」
 (『大奥村誌』)

このように蛸崎の乱以前にも奥戸は、下北半島の要衝の地でした。

大間と奥戸の地名の由来考 次に大間と奥戸の地名の由来について町制施行40周年時に編集された『大間町沿革史年表』では、次のように解説しています。

「奥戸はアイヌ語のオ・ウコツ・ペツで、オは川尻、ウコツは交わる、ペツは所という意味で、大川目と小川代の両川が海岸線の近くで合流したところ、すなわち奥戸(オコツペ)であるという。大間は大間川の川尻に開けた町で、大間もまたアイヌ語であり、オオは深い、マは澗で、川尻にある深い船澗(港)の意である。」
 (『大間町沿革史年表』)

大間については、成田竹一の『大間沿革史』でも同様な解釈がなされていますが、アイヌ語とはみなしていません。

「名称の起りを考えてみるに、間は澗の意にして船の泊る所、或るいは港の意なり(言海に依る)。大間とは大きな港の意なりと思はれる。即ち当港は西海岸と約二百米離るる所に横磯(暗礁なり)

ありて、風波を防ぎ、自然の防波堤をなし、船の碇泊に便を与えている故、誰がいふともなく、大きな港、即ち大間といったのであらう。」
 (『大間沿革史』)

このように意味は同じであっても、地名をアイヌ語とするか否かで議論が分かります。しかし、アイヌ語とする説が圧倒的に多いようです。橘南鶏の『東遊記』では、「ヲコペ、ヲヲマ、シリヤ、シツカリ、シシパシ、オイッペなど是皆えぞ詞なり」と述べられました。

しかし、これとは逆に、下北半島に残る地名のほとんどはアイヌとは関係が薄いとの説もあります。大間は古くは「大澗」と記録に残され、大きな魚溜まりの澗のことなので、あえてアイヌ語と解釈する必要はないというのです。奥戸の場合でも、「おくのへ」がオコッペになまったものとして、アイヌ語ではないとする説もあります。

字 名 明治4年(1971)4月戸籍法による字名は次のとおりです。

大間 = ^{うわの}上野 ^{おいのちよう}狼丁 ^{おおた}太田 ^{おおふどう}大不動 ^{おおま}大間 ^{おおまたいら}大間平 ^{おこっぺうわみち}奥戸上道 ^{おこっぺしたみち}奥戸下道 ^{おこっぺみち}奥戸道
^{からす}鳥ノ間 ^まクキド ^{せと}瀬戸 ^{しじゅうやたて}四十八館 ^{したてみち}下手道 ^{たかいし}高石 ^{たれみず}垂水 ^{てらみち}寺道 ^{てらやしき}寺屋敷 ^たハナレ田
^{ひやみず}冷水 ^{べんてん}弁天 ^{ねたない}根田内 ^{みちまえ}道前 ^{やまみち}山道 ^{われいし}割石
 奥戸 = ^{あかいし}赤石 ^{おこっぺ}奥戸 ^{おしゃりはま}小舍利浜 ^{くろいわ}黒岩 ^{こおこっぺ}小奥戸 ^{かみまち}上町 ^{ざいもく}材木 ^{ざいもくかわめ}材木川目 ^{しろすな}白砂 ^{しんがま}新釜 ^{たて}館の上 ^{うえ}
^{つばなさき}津鼻崎 ^{ながいそ}長磯 ^{はちまんどう}八幡堂 ^{はままちどおり}浜町通 ^{ふなばし}船橋 ^{ほとけまち}仏町 ^{むかいまち}向町 ^{やきはた}焼畑

現在の字名は次のとおりです。

大間 = ^{うちやま}内山 ^{うわの}上野 ^{おいのちよう}狼丁 ^{おおかわめ}大川目 ^{おおた}太田 ^{おおま}大間 ^{おおまたいら}大間平 ^{おこっぺうわみち}奥戸上道 ^{おこっぺしたみち}奥戸下道 ^{おこっぺみち}奥戸道
^{かつし}カッタシ ^{したて}下手 ^{したてみち}下手道 ^{しちろうたいら}七郎平 ^{てらみち}寺道 ^{なかやま}中山 ^{ねたない}根田内 ^ひハナレタ ^ひ火ノ沢 ^{ひやみず}冷水
^{へびうらみち}蛇浦道 ^{べんてん}弁天 ^{ほそま}細間 ^{やまみち}山道 ^{われいし}割石
 奥戸 = ^{おおかわめ}大川目 ^{おこっぺ}奥戸 ^{おこっぺむら}奥戸村 ^{きだはし}木田橋 ^{くろいわ}黒岩 ^{こおこっぺ}小奥戸 ^{こがわだい}小川代 ^{ざいもく}材木 ^{ざいもくかわめ}材木川目 ^{ざいもくむら}材木村
^{しんかま}新釜 ^{たて}館ノ上 ^た田ノ頭 ^{かしら}堂ノ上 ^{どう}八森 ^{うえ}浜町通 ^{はちもり}二ツ石 ^{はままちどおり}二股山 ^{ふた}船橋 ^{いし}向町 ^{ふたまたやま}焼畑

※平成12年(2000)、北通り製氷施設建設のため、埋め立て地は「下手道」となりました。

※平成18年(2006)、「館の上」が「館ノ上」となりました。

5 町制施行記念

町制施行50周年 自治体にとって周年記念は、これまでの歴史を振り返り、未来に向かって新たな気持ちでまちづくりに挑むための機会でもあります。

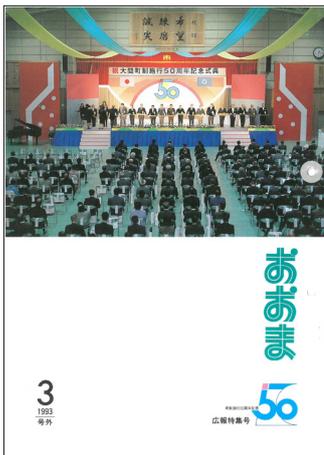
大間町は、平成4年（1992）11月3日、大間中学校体育館で町制施行50周年記念式典を挙。来賓を代表して県知事、県議会議長をはじめとする諸氏の祝辞に続いて、功勞表彰や感謝状の贈呈が行われました。

50周年の記念事業として実施されたのは下記のとおりです。

「50周年記念誌」発刊、「広報おおま特集号」発刊、タイムカプセル実施、「学校教育回想録」発刊、町史編さん着手、「二十一世紀のわが町」児童生徒・町民作品募集、50周年記念品（全戸配布）、記念植樹（大間地区より桜苗木100本寄贈）、NHK「昼の散歩道」公開録音、海上自衛隊大湊音楽隊記念演奏会、海峡保養センター1日無料開館、黒石八郎バラエティショー。



町制施行50周年記念式典



50周年特集号 表紙



町制施行50周年記念式典

町制施行60周年 昭和17年（1942）の町制施行以来、平成14年（2002）に60周年を迎えた大間町は、同年11月3日、北通り総合文化センター「ウイング」を会場に、記念式典を開催しました。

式典は、「津軽海峡海鳴り太鼓」演奏をオープニングにスタートし、エンディングでは、大間消防団に寄贈されたラッパでの演奏が初披露され会場を盛り上げたことも印象深い式典となりました。

また、席上、地域振興などへの貢献者・団体へ表彰、感謝状を贈呈しました。

〈人命救助功勞〉

第5海運丸（傳法宏明、傳法一夫）、第3向洋丸（山本政弘、山本照男）、第37海漁丸（泉忠志、泉 大介、泉 哲也）

〈自治功勞〉

泉 徳實、佐々木正、佐々木國光

〈社会福祉功勞〉

須藤文好、仙臺タキ

〈消防功勞〉

小島武美、新田節男、和田喜義

〈寄付功勞〉

中島 隆、藤野艶子

〈感謝状贈呈〉

大間町消防団互助会、大間町体育協会、大間町文化協会、大間漁業協同組合女性部会、奥戸漁業協同組合女性部、大間町商工会青年部、濱端廣文、あおぞら組、大間町保健協力会、大間町食生活改善推進協議会



60周年記念式典



70周年記念式典等

町制施行70周年 平成24年（2012）11月3日、北通り総合文化センター「ウイング」で大間町町制施行70周年記念式典を挙行了しました。

挨拶に立った金澤満春町長は、「わが町には、この町を元気にしようとする多くの方々、多くの若者が各分野で活躍している。私たちはこの風土を大事にして、未来の大間町を創造していかなければなりません」と語りました。

大間小学校・奥戸小学校の児童代表による「未来の大間町」をテーマとする意見発表、奥戸小学校児童による子ども神楽の舞、大間小学校音楽部による合唱なども行われました。

また、人命救助や地方自治、社会福祉、教育、文化、スポーツなど、さまざまな分野の功勞者に表彰状や感謝状を贈呈しました。

〈人名救助功勞〉

第11長宝丸（伊藤豊一）、第38良徳丸（菊池政宏、菊池良一）、第21優生丸（米 由春）、栄運丸（古川良浩）、吉田安男、吉田弘夢、吉田拓夢、大西寿彦、筑田正則

〈自治功勞〉

浅見恒吉、石戸秀雄、清水 潔、竹内 弘

〈社会福祉功勞〉

新相郁子、松原喜代子

〈産業等功勞〉

濱端廣文、大見光男、松山義文

〈消防功勞〉

傳法秀幸、小林和美

〈教育功労〉

佐々木多喜郎、廣谷亮介、泉 晃、山崎アイ子

〈感謝状贈呈〉

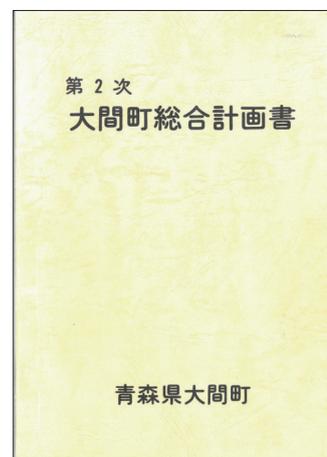
米澤明男、増山長太郎、佐藤智恵美、齊藤暁子、二階幸喜、南 玲、増山雄宇、廣谷大介、木村秀樹、能戸康一、大間町商工会女性部、こすもす生活改善グループ、生活改善グループ大間風、大間町料飲店組合、大間町子ども会育成連絡協議会、大間町少年剣道クラブ育成会、奥戸剣道育成会、大間郷土芸能保存会、奥戸郷土芸能保存会、大間町青少年健全育成会議、大間読書サークル、大間町スポーツ少年団、大間誠心館道場育成会、大間町柔道協会、奥戸川蝉会

町制施行80周年 令和4年（2022）11月3日、北通り総合文化センター「ウイング」で大間町町制施行80周年記念式典が予定されています。各分野の功労者に表彰状や感謝状の贈呈を行います。

6 大間町総合計画

第1次大間町総合計画 総合計画とは、将来、大間町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのようなことをしていくのかについて、総合的・体系的にまとめたものです。一般的には、「基本構想」とこれをベースとする「基本計画」「実施計画」からなるものが多くなっています。昭和44年（1969）の地方自治法改正により、総合計画の基本部分である「基本構想」の策定が地方自治体に義務付けられ、以降、総合計画を策定する自治体が増えました。大間町では、昭和49年（1974）に「第1次大間町総合計画」を策定し、地域の生活基盤をはじめ、産業の振興、福祉文化の向上、生活環境の改善に努力してきた歴史があります。

第2次大間町総合計画 第1次大間町総合計画の策定以来、自治体を取り巻く経済、社会動向は著しく変貌し、国や県の上位計画、住民の開発ニーズも大きく変化していきました。そのため、第1次総合計画からわずか5年後の昭和54年（1979）2月には、昭和63年（1988）度を目標年次とする「第2次大間町総合計画」を策定。「豊かで、明るく、住みよく活気ある町」を将来像に設定し、地域社会の基礎的条件の整備や住民生活の向上・人間形成等に関する整備、産業振興に関する整備、行財政サービスの高度化と多様化に対応する整備などの諸策を実施してきました。



第2次総合計画書 表紙

第3次大間町総合計画 「第2次大間町総合計画」に基づき、町行政の総合的・効率的運営の指針として諸施策を実施してきましたが、社会・経済的環境の激しい変化に対応するために、平成元年（1989）12月、21世紀を視野に入れた行政を目指し、新たに策定したのが「第3次大間町総合計画」です。

主なポイントを挙げると、行政組織については計画—実施—検討に至る一連の管理体系化を図るとともに、総合調整機能の強化、職員の適正配分、老朽化した庁舎の建替えの検討、オフィスオートメーションの導入、また、広報・広聴活動については、専門能力を有する広報担当の育成や行政懇談会の開催などを盛り込みました。

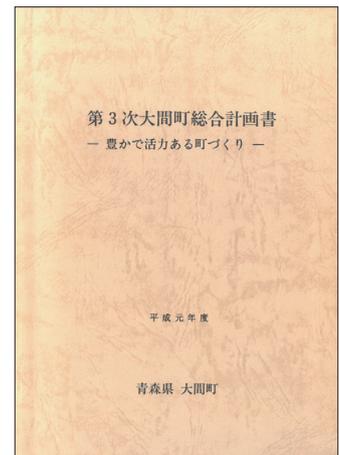
第4次大間町総合計画 平成11年（1999）3月、21世紀の新しいまちづくりを進めるため、平成10年（1998）度から平成19年（2007）度を計画期間とする「第4次大間町総合計画」を策定しました。21世紀最初の総合計画であり、「花ひらかそう、多彩な風土—21世紀への活力—」をキャッチフレーズとし、施策の大綱として、「①活力ある地場産業（産業、交流・連携、原発）」「②町を育む人づくり（教育、文化）」「③町民にやさしい安心できる暮らし（福祉、医療、保健）」「④豊かな自然のある快適な環境（自然環境、社会基盤整備）」「⑤町民とともにあるひらかれた行政（行政、財政）」を掲げています。

地域資源を活用したまちづくりと、大間原子力発電所の立地推進計画とそれに関わる諸施策を重点的に謳っている点が特色となりました。

第5次大間町総合計画 平成10年代になると、人口減少と少子高齢化の急激な進展や厳しい財政事情、地方分権の進展などを背景に、地方自治体は自己決定・自己責任の時代を迎え一層の基盤強化が求められるようになりました。

大間町は、平成20年（2008）3月、第5次大間町総合計画（平成20～29年度）を策定、まちの将来像を「自立した、活力と元気あふれる、輝くまち『大間』」とし、「①地域資源を活かした活力あるまちづくり」「②暮らしやすく魅力あふれるまちづくり」「③健やかに暮らし元気あふれるまちづくり」「④豊かな自然と共生する憩いのあるまちづくり」「⑤魅力ある人材と伝統、文化を育むまちづくり」「⑥地域住民と行政が協働するまちづくり」という6つの基本目標を掲げました。

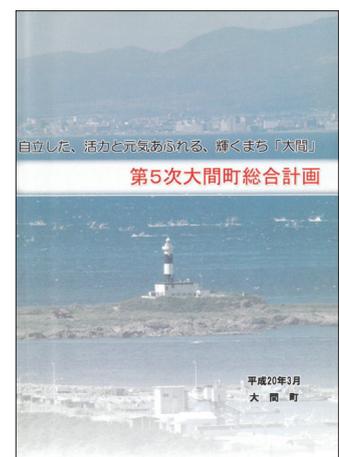
さらに将来像を実現するため、何が必要で、どんなことが望まれているのかという視点から



第3次総合計画書 表紙



第4次総合計画書 表紙



第5次総合計画書 表紙

設定されたのが、まちづくりの核となる3つの重点プロジェクトです。

『『おおま』魅力創造!!プロジェクト』は、水産業を主とする基幹産業である第一次産業生産物の高付加価値化を目指し、地域ブランドの確立や大消費圏への積極的なPR展開を行うことで大間の魅力を高めるとともに、体験型・滞在型観光の開発・推進を通して交流人口の拡大を図ろうというものです。

「健やか元気!!プロジェクト」は、町民の健康への意識を高め、誰もが安心して生き生きと暮らせる環境を整えること、そして将来の大間町を担う子どもたちを安心して生み、育てていくことのできる元気な「まち」の創造を進めていこうというプロジェクトです。

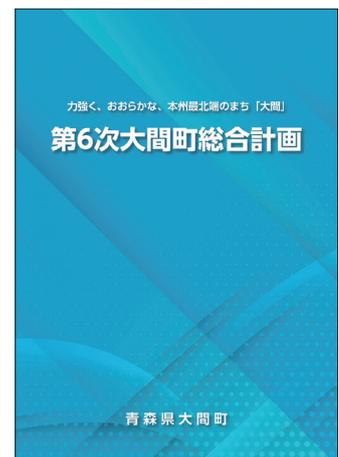
「いつでも便利!!プロジェクト」は、インターネットや携帯電話などの情報通信網を活用して、行政からの情報や各種申請、イベント・災害情報などを「いつでも、どこでも、誰でも」利用できる環境の実現を目指すものです。さらに、行政サービスの拠点となる公共施設の計画的な整備改善や利便性の向上を目指すとしました。

第6次大間町総合計画 令和3年(2021)3月、同年度から令和12年(2030)度までの10年間を計画期間とする「第6次大間町総合計画」を策定しました。

まず、大間町の抱える主要課題を「人口減少、超高齢社会と少子化への対応」「産業の停滞と厳しい財政運営」「災害に強いまちづくりと広域交通ネットワークの整備」「少子高齢化を見据えた教育の在り方の検討」「地域共生社会の実現」「医療・福祉の充実とさらなる取り組みの強化」「地域資源を活用した観光・産業振興の強化・充実」と解析しています。

その上で、大間町民の良さである人情あふれるあたたかさを活かしながら、今後も持続可能なまちであり続けるため、まちの将来像を「力強く、おおらかな、本州最北端のまち『大間』」としました。

この将来像を実現するための基本目標として、「①誰もが健康で安心して『暮らし続けたい』と思うまち(医療・福祉・子育て・生活環境・防災・危機管理)」「②誰もがいきいきと働き、訪れた人が『また行きたい』と思えるまち(産業振興・観光振興)」「③安全で快適な、誰もが『住みたい』と思うまち(生活基盤・環境保全)」「④未来を見つめて学び、ともに助け合い、人を育むまち(教育・人材育成・協働・コミュニティ)」の4つを設定しました。



第6次総合計画書 表紙

図表 2-1 第 6 次大間町総合計画基本計画体系

第 6 次 大 間 町 総 合 計 画	基本 構 想	まちの将来像	力強く、おおらかな、本州最北端のまち「大間」		
		基本目標	1. 誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち 2. 誰もがいきいきと働き、訪れた人が「また行きたい」と思えるまち 3. 安全で快適な、誰もが「住みたい」と思うまち 4. 未来を見つめて学び、ともに助け合い、人を育むまち		
		その他	計画期間、土地利用構想		
	基 本 計 画	(基本目標)	主要施策		
		1. 誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち	- 1	誰もが健やかに暮らせるまちづくり	
			- 2	大間で結婚し、子どもを産み、育てやすいまちづくり	
			- 3	安全・安心に暮らせるまちづくり	
			- 4	広域連携で達成する安心なまちづくり	
		2. 誰もがいきいきと働き、訪れた人が「また行きたい」と思えるまち	- 1	大間らしい産業と、新たな担い手を育てるまちづくり	
			- 2	大間ならではの魅力を発信し、新たな人の流れを創るまちづくり	
- 3			大間原子力発電所建設の再開・運転開始と現状を見据えたまちづくり		
3. 安全で快適な、誰もが「住みたい」と思うまち		- 1	豊かな自然と共生するまちづくり		
		- 2	豊かな自然を活かした、きれいに整備されたまちづくり		
		- 3	身近な安全と安心を与えるまちづくり		
4. 未来を見つめて学び、ともに助け合い、人を育むまち		- 1	学び・育ち合い、明日の大間を支える人を育むまちづくり		
	- 2	地域住民と行政が協働するまちづくり			
	- 3	社会の変化に迅速に対応できるまちづくり			

(第 6 次大間町総合計画 22 p より)

7 大間原子力発電所計画

原発誘致の推移 現在、大間町で進められている原子力発電所計画には長い歴史があり、原子力発電所誘致運動が始まったのは、昭和51年（1976）にさかのぼります。同年4月、町議会に、大間町商工会が「原子力発電所新設に係わる環境調査」の早期実現を請願したことが始まりです。

当時、漁獲量が年々減少をたどる中、農業・畜産業の奨励、兼業漁家の促進なども図ったものの出稼ぎに頼らざるを得ない状況があり、また、企業誘致に挑戦したものの本州最北端という地理的条件から実現は難しい状況もありました。こうした中、広大かつ平坦な土地を生かし、国のエネルギー政策にも貢献できる原子力発電所の立地への機運が高まっていったのです。

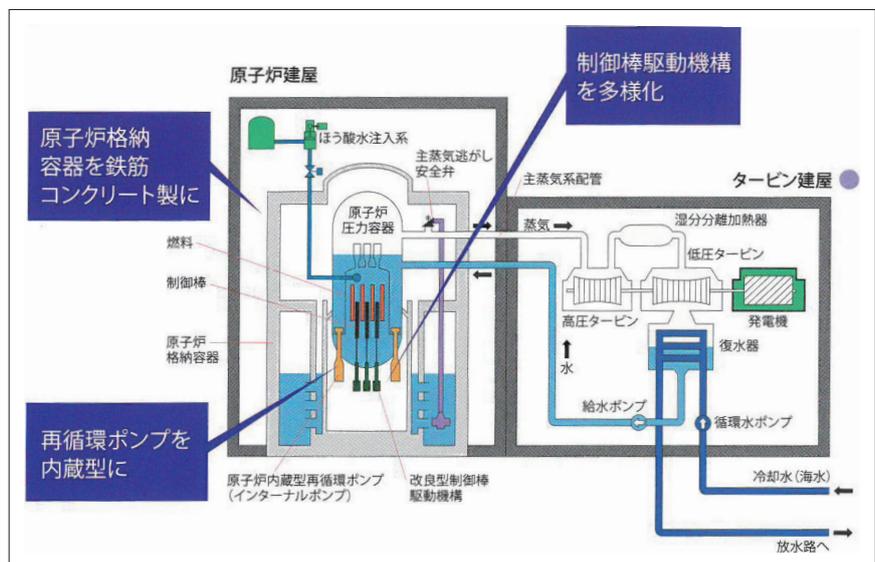
安全性への危惧から反対運動も起こる一方、大間町議会は商工会の請願を採択し、昭和51年（1976）6月、大間町は「原発調査会」を設置し、誘致へ向け議会と一体となった取り組みを開始しました。

昭和53年（1978）5月、大間町は電源開発株式会社に対して、「原子力立地の適否に係る環境調査」の実施を要請し、通産省にも支援を依頼しました。その後、通産省による環境調査、電源開発(株)による立地適地調査、及び電源開発(株)による立地環境調査が行われ、昭和57年（1982）8月には、原子力委員会が電源開発(株)によるATR（新型転換炉）実証炉の建設を決定しました。

その後、長年にわたる地元漁協との補償交渉がスタートしました。数十回に及ぶ原発交渉委員会での漁業に与える影響調査・検討などを通じ、「原発と漁業の共存共栄は可能」との結論に至り、平成6年（1994）5月、大間・奥戸両漁協と漁業補償協定を締結しました。

平成7年（1995）8月には、経済性の問題から原子力委員会はATR計画を中止し、代替案としてフルMOX-ABWR（改良型沸騰水型軽水炉）に計画を変更したのです。計画の変更に伴い、追加補償交渉が行われ、平成10年（1998）8月に

図表2-2 改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）



(提供：電源開発(株))

変更漁業補償協定が締結されました。

また、平成8～9年（1996～97）度にかけて、原子力発電所関連の補助金を得て、特別養護老人ホーム、北通り総合文化センター「ウイング」、北通り種苗育成センター、北通り製氷施設などを整備しました。

大間原子力発電所の着工 大間原子力発電所は、プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を炉心全部で使用することのできる世界初となる商業炉です。

電源開発(株)が着工へ向けての準備工事となる専用港湾建設に着手したのは、平成12年（2000）2月のことでした。港湾建設では、防波堤や護岸、3,000重量t級の船が接岸できる荷揚げ岸壁などを建設し、ほかに用地を横切る国道338号の付け替えと敷地造成などの準備工事にも順次着手しました。

平成20年（2008）4月、国は電源開発(株)に対して原子炉設置を許可しました。これを受け、同年5月、電源開発(株)は大間現地本部を設置し、ようやく着工となったのは請願から32年目でした。この時点での運転開始予定は平成24年（2012）3月でしたが、相次ぐ計画変更の影響もあり、計画どおりの運転開始はほぼ絶望的となっていました。

東日本大震災で工事休止と再開 平成23年（2011）3月11日に発生した東日本大震災の影響から大間原子力発電所の工事は一旦休止されることが決まりました。この時点で工事の進捗率は37.6%で、震災からの復旧・復興や福島原発事故を収束させることが何よりも優先されたのです。同年11月には、金澤満春町長と町議10人が大間原子力発電所の工事再開を求める要望書を民主党と内閣府、経済産業省に提出しました。

政府は「2030年代の原発ゼロ」を戦略に掲げていましたが、平成24年（2012）9月、建設中の原発については例外扱いとし、大間原子力発電所の建設再開を容認する方針を表明したのです。翌10月、電源開発(株)は工事を再開しました。

新規規制基準対応の長い道のり しかし、工事は再開したものの、それはさらなる長い道のりの始まりでもありました。福島第一原発の事故を受けて原子力規制委員会により検討が進められていた原発の新規制基準が、平成25年（2013）7月に施行されたのです。

電源開発(株)が練り直した新規規制基準に基づく新しい安全対策は、緊急時の電源確保策やテロ対応など計9項目に及び、そのための設計の見直しや各施設の配置

図表2-3 位置図と完成予想図



(提供：電源開発(株))

調整なども必要となり、下北半島西部南西沖の活断層調査を経て、平成26年（2014）12月、電源開発(株)は原子炉設置変更許可申請を行い、新規制基準に基づく適合性審査を受けているところです。その後、平成28年（2016）1月、電源開発(株)は敷地内の断層等について地質調査結果等に基づき、「将来活動する可能性のある断層等には該当しない」と、審査会合で説明しています。



完成予想図

(提供：電源開発(株))

適合性審査は長期化し、現在も審査は継続中です。そのため現在は、新規制基準の影響を受けない範囲の工事を実施しています。電源開発(株)は、令和11年（2029）後半の完工、12年（2030）度の稼働を目指しています（令和4年9月現在）。

一方、福島原発の事故を受けて原発の安全性を懸念する声も高まり、北海道函館市は大間原子力発電所建設等の差し止めを求めて訴訟し、令和3年（2021）現在も審理は継続しています。

また、原発事故の発生時に対策拠点となるオフサイトセンターについては、国によるオフサイトセンター設置要件の見直しにより、大間町は町内に適地を見つることができず誘致を断念しました。風間浦村、佐井村なども誘致活動を展開しましたが、平成30年（2018）8月、青森県は同センターの立地場所をむつ市大畑町の旧田名部高校大畑校舎の敷地に決定したものの、完成予定が不透明であることから着工には至っていません。

8 歴代町（村）長・助役・収入役

歴代町（村）長 明治以降、20人の首長が大間村・大間町のかじ取りを行ってきました。廃藩置県以降の大間村時代の戸長、町村制施行に基づく大奥村時代の村長、そして昭和17年（1942）に大間町となって以降の歴代町長は図表2-4のとおりです。

歴代助役・収入役 平成18年（2006）の地方自治法の改正により、特別職の「助役」は「副町長」に名称が変更され、「収入役」は廃止となりました。歴代の助役・副町長及び収入役は、図表2-5、2-6のとおりです。

図表2-4 歴代町長

歴代	氏名	在職期間
初代（戸長）	田中元長	明治4 ~ 明治6
2代（戸長）	木村重孝	明治6.4.20 ~ 明治17.9.30
3代	高畑熊三郎	明治22.7.15 ~ 大正2.1.12

歴代	氏名	在職期間
4代	佐々木吉三郎	大正 2.3.25 ~ 大正 5.3.17
5代	藤田政五郎	大正 5.4.10 ~ 大正 9.4.9
6代	相内 滋	大正 9.10.8 ~ 昭和 3.10.7
7代	佐々木吉三郎	昭和 3.10.8 ~ 昭和 18.8.15
8代	加藤直次郎	昭和 19.3.25 ~ 昭和 21.2.12
9代	佐々木吉三郎	昭和 21.3.22 ~ 昭和 21.11.15
10代	和田兵吉	昭和 22.4.15 ~ 昭和 26.2.15
11代	中嶋徹夫	昭和 26.4.23 ~ 昭和 38.4.29
12代	金澤幹三	昭和 38.4.30 ~ 昭和 49.7.12
13代	目時正五郎	昭和 49.9.1 ~ 昭和 53.8.31
14代	柳森傳次郎	昭和 53.9.1 ~ 昭和 57.8.31
15代	目時正五郎	昭和 57.9.1 ~ 昭和 61.8.31
16代	柳森傳次郎	昭和 61.9.1 ~ 平成 2.8.31
17代	金澤弘康	平成 2.9.1 ~ 平成 8.12.22
18代	浅見恒吉	平成 9.1.19 ~ 平成 17.1.18
19代	金澤満春	平成 17.1.19 ~ 令和 3.1.18
20代	野崎尚文	令和 3.1.19 ~ 現在

図表2-5 歴代助役・副町長

歴代	氏名	在職期間
名誉助役	佐々木延松	明治 22 (就任日不明) ~ 明治 37.7.5 (兼収入役)
名誉助役	廣谷六郎	明治 22 (就任日不明) ~ 明治 43.11.15
名誉助役	小谷辰之助	明治 22 (就任日不明) ~ 明治 25.3.31
助役	熊戸茂一	明治 37.9.19 ~ 明治 38.7.16
助役	佐々木吉三郎	明治 43.12.15 ~ (退任日不明)
助役	蛸島久八	(就任日不明) ~ 大正 5.4.10 (兼収入役)
助役	小原久太郎	大正 5.5.23 ~ 大正 (退任日不明)
助役	新谷彦吉	大正 7.10.22 ~ (退任日不明)
助役	和田兵吉	大正 11.2.12 ~ 昭和 19.8.29 (兼収入役)
助役	金澤幹三	昭和 26.5.30 ~ 昭和 38.4.12
助役	菊池武夫	昭和 38.6.3 ~ 昭和 54.6.2
助役	小鷹勝幸	昭和 54.7.1 ~ 昭和 58.6.30
助役	柳森傳次郎	昭和 58.10.17 ~ 昭和 61.6.21
助役	金澤弘康	昭和 62.10.16 ~ 平成 2.4.30
助役	浅見恒吉	平成 3.10.15 ~ 平成 8.12.11
助役	金澤満春	平成 9.9.18 ~ 平成 13.9.17
副町長	菊池武利	平成 21.3.13 ~ 令和 3.1.18

図表2-6 歴代収入役

歴代	氏名	在職期間
収入役	佐々木延松	明治 22 (就任日不明) ~ 明治 37.7.5 (兼助役)

歴代	氏名	在職期間	
収入役	蛸島久八	(就任日不明)	～ 大正5.4.10 (兼助役)
収入役	若山時太郎	大正5.4.29	～ 大正7.7.11
収入役	小嶋眞作	大正8.10.23	～ (退任日不明)
収入役	和田兵吉	大正9.3.13	～ 昭和19.8.29 (兼助役)
収入役	中嶋徹夫	昭和12.3.16	～ 昭和14.4.13
収入役	山田重藏	昭和16.4.30	～ 昭和21.9.23
収入役	田中時雄	昭和22.6.3	～ 昭和42.6.3
収入役	小鷹勝幸	昭和42.9.25	～ 昭和54.6.30
収入役	伊藤舜太郎	昭和54.7.1	～ 平成7.10.6
収入役	紀國和彦	平成7.10.17	～ 平成15.10.16

※平成18年（2006）地方自治法の改正により、「助役」は「副町長」に、「収入役」は廃止。



初代 田中元長



第2代 木村重孝



第3代大奥村長
高畑熊三郎



第4・7代大奥村長・
第9代(初代)大間町長
佐々木吉三郎



● 第5代町長
藤田政五郎



第6代町長 相内 滋



第8代町長 加藤直次郎



第10代町長 和田兵吉



第11代町長 中嶋徹夫



第12代町長 金澤幹三



第13・15代町長
目時正五郎



第14・16代町長
柳森傳次郎



第17代町長 金澤弘康



第18代町長 浅見恒吉



第19代町長 金澤満春

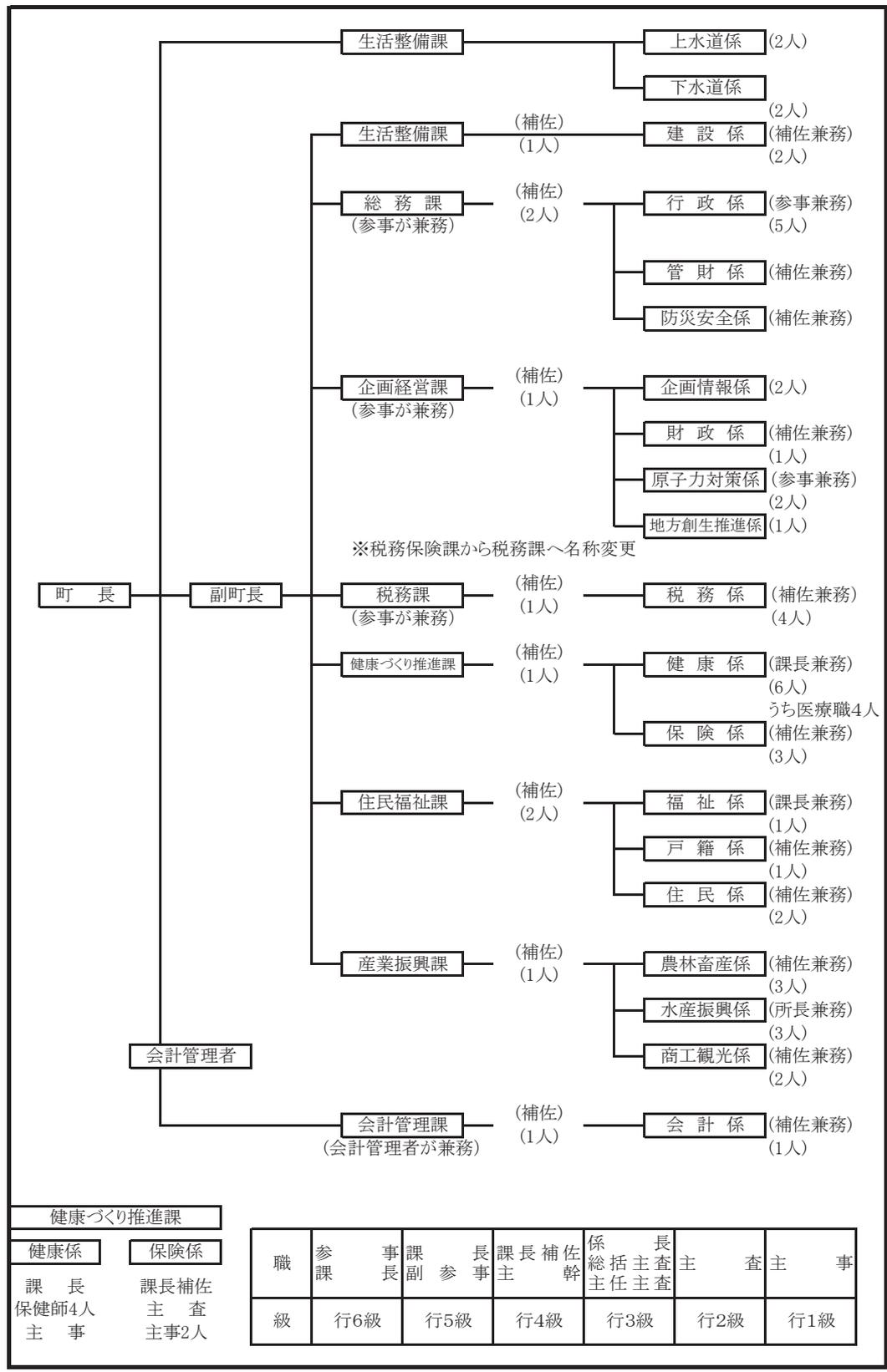


第20代町長 野崎尚文

図表2-7 大間町行政組織図

(1) 町長部局

(令和3年4月1日現在)



(2) 議会・各種委員会

議 会	<p>事務局長 (参事が兼務)</p> <p>庶務係 (参事兼務)</p> <p>議事係 (1人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>職</td> <td>参事 事務局長</td> <td>主 査</td> </tr> <tr> <td>級</td> <td>行6級</td> <td>行2級</td> </tr> </table>	職	参事 事務局長	主 査	級	行6級	行2級						
職	参事 事務局長	主 査											
級	行6級	行2級											
教育 委員 会	<p>教育長</p> <p>教育課 (補佐) (1人)</p> <p>総務係 (3人)</p> <p>社会教育係 (補佐兼務) (2人)</p> <p>教育長の任期 令和元年10月17日 ~ 令和4年10月16日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>職</td> <td>課 長</td> <td>課長補佐 主 幹</td> <td>係 長</td> <td>主 査</td> <td>主 事</td> </tr> <tr> <td>級</td> <td>行5級</td> <td>行4級</td> <td>行3級</td> <td>行2級</td> <td>行1級</td> </tr> </table>	職	課 長	課長補佐 主 幹	係 長	主 査	主 事	級	行5級	行4級	行3級	行2級	行1級
職	課 長	課長補佐 主 幹	係 長	主 査	主 事								
級	行5級	行4級	行3級	行2級	行1級								
委員 会 農 業	<p>事務局長 (産業振興課長が併任)</p>												
委員 会 選 挙 管 理	<p>事務局長 (総務課長が併任)</p> <p>書記 (課長補佐・主査・主事が併任)</p>												
委員 会 監 査	<p>書記 (議会事務局長が併任)</p>												

(3) 出先機関

大 間 幼 稚 園	<p>園 長</p> <p>総括教諭 (1人)</p> <p>教 諭 (3人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>職</td> <td>園 長</td> <td>総括教諭 主任教諭</td> <td>教 諭</td> </tr> <tr> <td>級</td> <td>行5級</td> <td>行4級</td> <td>行1級 行2級</td> </tr> </table>	職	園 長	総括教諭 主任教諭	教 諭	級	行5級	行4級	行1級 行2級
職	園 長	総括教諭 主任教諭	教 諭						
級	行5級	行4級	行1級 行2級						
青 少 年 ホ ム ム	<p>館 長</p> <p>指導員</p> <p>(教育課長が兼務)</p> <p>(教育課社会教育係長が兼務)</p>								
セ ン タ ー 育 成 種 苗	<p>所 長</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>職</td> <td>所 長</td> </tr> <tr> <td>級</td> <td>行5級</td> </tr> </table>	職	所 長	級	行5級				
職	所 長								
級	行5級								

9 財 政

厳しさを増す自治体財政 地方自治体の財政状況は厳しさを増していると言われることが多くあります。人口減少や経済活動の停滞による税収減に加えて少子高齢化による社会保障費の増加、さらには公共施設整備による借金返済、その公共施設の老朽化により維持管理経費や施設更新経費など、極めて厳しい状況が全国の多くの自治体で続いているのです。ここにコロナ禍によるさらなる税収減、感染防止対策や経済活動支援のための臨時的な支出が加わっているのが、現在の多くの自治体の状況となっています。

財政とは 町民が健康で豊かな生活を送るために、人々に納めていただいた税金を、暮らしに役立つよう使っていく活動を「財政」と言います。

例えば、教育や医療、福祉など、さまざまな公共サービスを提供するためにはお金が必要となります。そこで、必要なお金を町民で出し合って使うというのが基本です。

予算とは 1年間の収入と支出の見積もりで、国や地方公共団体は新しい年度が始まる前にあらかじめ税金などの収入と行政サービスに使う支出と金額を見積もり、事業の内容などを計画します。この見積もりのことを「予算」と言います。

予算は町長が予算案を作成し、町民に選ばれた議員で構成される町議会で議論し、決定します。

予算では、1年間に入ってくるお金と使うお金がどれほどになるのかを算出します。大間町も含め地方自治体の場合、会計年度は毎年4月1日に始まって翌年3月31日までの1年間とすること、各会計年度で支出する経費の財源は、その年度の収入で調達しなければならないことなどが決められているのです。

債務負担行為とは 学校をはじめとする公共施設のように完成までに数年かかるものは、事業内容や期間、限度額といった項目を議会に説明して議決してもらい「債務負担行為」が必要です。また、年度内に終わらせる予定だった工事が、天候の影響や関係各機関との調整から、延長せざるを得ない場合は、翌年度に支出できるよう予算を繰り越すこともできます。

基金とは 自治体の貯金と考えることができます。基金は、お金が足りないからといって簡単に使うことはできません。基金にはいくつかの種類があり、それぞれの目的により積み立てや取り崩しを行います。

健全財政の推進には、基金の取り崩しに大きく依存しないことが必要です。そのために経費の削減と財源の確保に努力し、公民連携などさまざまな手法を導入して、施策に関する「選択と集中」、事業の平準化に取り組んでいます。

例えば、財政調整基金は、景気の変動などで財源が著しく不足した場合にそれを埋め合わせるための財源や、災害により発生した経費の財源等に充てるために設置されている基金です。

補正予算とは 4月から始まる新年度の前に予算を作成しますが、景気の急激な変動や大災害の発生などで計画どおりに進まないこともあります。年度の途中で対応が必要になった場合は新たに予算を組み、この場合の予算が「補正予算」です。

景気対策や災害対応の場合、国からも追加でお金が入ってくることもあり、こうしたお金も見込み、さらにもともと見積もっていた1年間の収入の中で使えるお金があるかどうかを検討しながら、補正予算案を作成します。この補正予算案について、町議会で議論をして決めていくわけです。

また、予測できない理由からお金が必要となったときのために準備しているお金を、「予備費」といいます。

専決処分とは 緊急を要するため議会で決定できない場合は、町長が決定することが可能です。その代わりに、次の議会で報告し、承認を得る必要があり、町長専決処分といえます。

平成の財政 平成に入ってからの大間町の一般会計歳出決算規模は、次のとおりとなっています。

平成元年（1989）度	約31億7,598万円
平成5年（1993）度	約46億4,000万円
平成10年（1998）度	約43億5,116万円
平成15年（2003）度	約34億53万円
平成20年（2008）度	約45億5,020万円
平成25年（2013）度	約44億5,907万円
平成30年（2018）度	約65億6,375万円
令和2年（2020）度	約60億5,699万円

図表 2-8 一般会計決算額の推移

(歳入の部)

(単位：千円)

区分	平成元 決算額	平成5 決算額	平成10 決算額	平成15 決算額	平成20 決算額	平成25 決算額	平成30 決算額	令和2 決算額
地方税	277,259	340,552	378,590	357,054	487,416	529,669	624,972	615,582
地方譲与税	36,636	55,034	29,357	31,685	30,425	23,958	21,947	23,001
利子割交付金	5,296	11,022	3,508	3,249	1,881	1,105	960	429
配当割交付金					350	1,151	895	895
株式等譲渡所得割交付金					96	1,252	709	1,040
地方消費税交付金			55,672	53,833	54,652	57,178	98,297	112,971
自動車取得税交付金	16,154	16,929	15,524	12,513	9,998	7,157	5,373	1
自動車税環境性能割交付金								1,571
法人事業税交付金								10,342

区分	年度							
	平成元	平成5	平成10	平成15	平成20	平成25	平成30	令和2
	決算額							
地方特例交付金				13,283	7,479	1,194	1,427	2,462
地方交付税	1,716,880	2,133,433	1,859,546	1,424,202	1,496,727	1,670,733	1,673,313	1,770,325
普通交付税	1,625,931	2,000,328	1,701,509	1,261,469	1,331,551	1,472,692	1,477,825	1,565,858
特別交付税	90,949	133,105	158,037	162,733	165,176	197,916	195,488	204,424
震災復興特別交付税						125	0	43
交通安全対策特別交付金	734	778	633	652	0	0	0	0
分担金及び負担金	16,694	13,057	25,098	12,004	17,614	17,300	10,597	13,183
使用料	29,709	32,432	34,755	32,251	30,116	27,812	26,403	19,144
手数料	3,914	4,174	4,044	17,297	16,318	16,305	12,187	14,281
国庫支出金	228,794	633,702	494,596	140,662	1,211,101	605,908	313,551	1,361,378
県支出金	122,679	286,312	215,774	424,864	278,614	467,089	795,790	660,679
財産収入	24,967	33,688	29,829	14,979	22,991	22,284	21,120	18,679
寄附金	4,901	3,633	2,273	1,732	2,000	6,189	8,725	82,980
繰入金	97,071	579,614	170,574	184,136	329,563	714,975	1,621,770	1,100,835
繰越金	26,607	35,907	25,892	23,707	30,236	31,607	38,388	36,388
諸収入	390,303	116,827	737,525	279,763	476,132	236,160	1,109,879	112,745
地方債	226,900	453,300	376,200	407,800	242,042	127,658	370,875	305,808
歳入合計	3,225,498	4,750,394	4,459,390	3,435,666	4,745,751	4,566,684	6,757,178	6,264,719

(歳出の部)

区分	年度							
	平成元	平成5	平成10	平成15	平成20	平成25	平成30	令和2
	決算額							
議会費	73,649	90,215	108,257	80,205	57,869	63,318	63,781	62,792
総務費	960,662	751,823	566,873	676,803	683,358	1,104,194	1,358,976	1,556,100
民生費	227,680	532,495	768,654	525,997	754,662	831,325	869,274	987,173
衛生費	173,381	319,027	385,212	498,801	724,036	675,521	593,277	612,370
労働費	11,201	11,173	8,968	3,462	2,729	6,149	2,890	4,125
農林水産業費	482,743	898,111	1,035,214	426,068	549,335	375,636	1,550,709	565,473
商工費	104,681	134,360	128,093	58,459	66,441	112,995	122,313	455,151
土木費	203,273	376,718	352,543	163,766	377,612	345,966	375,863	536,676
消防費	135,627	216,304	259,716	232,709	279,965	308,146	573,991	397,822
教育費	543,880	1,004,972	267,091	278,498	590,809	230,508	560,444	401,598
災害復旧費	3,058	0	22,505	0	0	0	0	0
公債費	256,153	304,811	448,043	455,767	463,390	405,319	492,235	477,716
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	3,175,988	4,640,009	4,351,169	3,400,535	4,550,206	4,459,077	6,563,753	6,056,996

資料：企画経営課

図表 2-9 一般会計決算額（性質別歳出決算額）の推移

（単位：金額＝千円、比率＝％）

区分	年度	平成元			平成5			平成10			平成15		
		決算額	決算額 構成比	決算額 増減率									
人件費		629,925	20		809,682	17.5	4.9	984,400	22.6	4.7	861,764	25.3	△6.2
物件費		331,462	10		400,401	8.6	0	671,161	15.4	44.2	329,517	9.7	△3.6
維持補修費		29,664	1		50,344	1.1	△28	27,259	0.6	2	19,401	0.6	9.6
扶助費		69,848	2		161,419	3.5	68.1	213,773	4.9	23.2	198,384	5.8	38.5
補助費等		328,351	10		477,898	10.3	28	564,520	13	1.4	602,192	17.7	15.7
公債費		256,131	8		304,811	6.5	8.9	448,043	10.3	7.6	455,767	13.4	0.6
元利償還金		256,131	8		302,897	6.5	8.2	444,556	10.2	7.8	452,819	13.3	0.4
一時借入金 利		0	0		1,914	0	2938.1	3,487	0.1	△18.8	2,948	0.1	71.4
積立金		495,839	16		409,985	8.8	△3.2	404,113	9.3	627.8	183,603	5.4	79.9
投資及び出資金 貸付金		30,147	1		26,149	0.6	59.4	40,381	0.9	△9.4	84,017	2.5	163.8
繰出金		100,387	3		142,993	3.1	△16.8	132,010	3.1	△1.1	240,154	7.1	△2.8
普通建設事業		901,176	28		1,856,327	40	3.3	843,004	19.4	△34.5	425,736	12.5	0.1
補助事業		391,973	12		1,084,651	23.4	53.4	249,582	5.7	△34.6	92,920	2.7	△31.5
単独事業		424,102	13		661,661	14.2	△34.6	450,762	10.4	△41.1	262,829	7.7	47.9
県営事業		85,101	3		110,015	2.4	40.6	142,660	3.3	1.2	69,987	2.1	△37.5
災害復旧事業		3,058	0		0	0	0	22,505	0.5	皆増			
補助事業								18,274	0.4	皆増			
単独事業								4,231	0.1	皆増			
歳出合計		3,175,988	100		4,640,009	100	5.5	4,351,169	100	6.1	3,400,535	100	6.2

区分	年度	平成20			平成25			平成30			令和2		
		決算額	決算額 構成比	決算額 増減率									
人件費		722,970	15.9	△2.9	630,388	14.1	△1.8	528,662	8	△4.7	561,572	9.3	4.2
物件費		357,992	7.9	△3.7	515,574	11.6	5.2	621,948	9.5	16.3	669,326	11	7.9
維持補修費		31,793	0.7	49.3	41,828	0.9	△1.4	46,595	0.7	△23.8	77,236	1.3	41.2
扶助費		220,539	4.8	△5.2	311,451	7	△0.6	340,546	5.2	△4.3	359,421	5.9	2.6
補助費等		826,429	18.2	11.0	864,188	19.4	△16.7	952,475	14.5	4.1	1,760,303	29.1	72.9
公債費		463,390	10.2	2.3	405,319	9.1	4.9	492,235	7.5	△3.3	477,716	7.9	1.7
元利償還金		461,176	10.1	3.2	403,371	9.1	6.3	489,239	7.5	△3.6	477,216	7.9	1.7
一時借入金 利		2,214	0.1	△64.5	1,948	0	△72.5	2,996	0	102.3	500	0	1.8
積立金		532,725	11.7	43.5	715,965	16.1	61.2	1,476,798	22.5	182.9	698,614	11.5	42.7
投資及び出資金 貸付金		243,599	5.3	16.8	125,970	2.8	△28.6	742,410	11.3	4,468.7	15,250	0.3	△3.5
繰出金		346,513	7.6	0.5	440,832	9.9	7.8	373,545	5.7	△19.2	412,485	6.8	3.3
普通建設事業		804,256	17.7	△26.7	407,562	9.1	△85.2	988,539	15.1	116.2	1,025,073	16.9	21.3
補助事業		158,988	3.5	△28.8	35,110	0.8	△77.5	453,321	6.9	931.4	560,891	9.3	61
単独事業		576,531	12.7	△29.9	346,212	7.8	△86.4	479,686	7.3	35.3	426,296	7	△9.1
県営事業		68,737	1.5	34.1	26,240	0.6	△40.6	55,532	0.9	△5.8	37,886	0.6	36.3
災害復旧事業													
補助事業													
単独事業													
歳出合計		4,550,206	100.0	△0.9	4,459,077	100	△33.3	6,563,753	100	49.6	6,056,996	100	26.1

資料：企画経営課

図表2-10 大間町普通会計決算額の推移

(単位：金額=千円、伸率=%)

年度 区分	平成元		平成5		平成10		平成15		平成20		平成25		平成30		令和2	
	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率
歳入総額	3,225,498	32.3	4,750,394	6.1	4,459,390	7.5	3,435,666	5.6	4,745,751	1.4	4,566,684	△33.0	6,757,178	48.9	6,264,719	27.9
歳出総額	3,175,988	33.4	4,640,009	5.5	4,351,169	6.1	3,400,535	6.2	4,550,206	△0.9	4,459,077	△33.3	6,563,753	49.6	6,056,996	26.1
歳入歳出 差引額	49,510	△12.5	110,385	45.4	108,221	126.0	35,131	△34.6	195,545	116.7	107,607	△18.2	193,425	30.4	207,723	115.5

資料：企画経営課

図表2-11 大間町単年度収支の推移

(単位：千円)

年度 区分	平成元	平成5	平成10	平成15	平成20	平成25	平成30	令和2
形式収支	49,510	110,385	108,221	35,131	195,545	107,607	193,425	207,723
実質収支	48,280	110,385	77,175	35,131	106,166	107,607	190,175	196,973
単年度収支	△8,327	34,478	34,217	△18,576	15,930	△24,000	48,310	103,862
実質単年度収支	9,189	35,281	14,329	38,242	206,821	△103,718	△132,601	△172,108

資料：同上

図表2-12 自主財源と依存財源

(平成18年度)

(単位：金額=千円、比率=%)

区分	当該団体		全国類似団体	
	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	1,226,850	22.5	1,377,649	27.8
依存財源	4,228,488	77.5	3,575,869	72.2

(平成29年度)

区分	当該団体		全国類似団体	
	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	1,796,847	39.6	1,977,066	28.0
依存財源	2,740,482	60.4	5,078,395	72.0

(令和2年度)

区分	当該団体		全国類似団体	
	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	2,013,817	32.1	1,671,353	23.9
依存財源	4,250,902	67.9	5,311,279	76.1

資料：同上

図表2-13 自主財源と依存財源の内訳

(平成18年度)

区分	当該団体			全国類似団体			当該団体	全国類似団体	
	決算額 (千円)	構成比 (%)	自主財源 依存財源 での構成 比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	自主財源 依存財源 での構成 比 (%)	人口1人当 たり額 (円)	人口1人当 たり額 (円)	
自主財源	1. 地方税	425,305	7.8	34.7	672,410	13.6	48.8	66,600	95,961
	2. 分担金・負担金	14,111	0.3	1.2	48,643	1.0	3.5	2,210	6,942
	3. 使用料	30,918	0.6	2.5	112,927	2.3	8.2	4,842	16,116
	4. 手数料	17,832	0.3	1.5	16,061	0.3	1.2	2,792	2,293
	5. 財産収入	17,414	0.3	1.4	43,227	0.9	3.1	2,727	6,170
	6. 寄附金	2,305	0.0	0.2	5,907	0.1	0.4	361	843
	7. 繰入金	300,255	5.5	24.5	200,803	4.1	14.6	47,018	28,656
	8. 繰越金	25,704	0.5	2.1	126,275	2.5	9.2	4,025	18,021
	9. 諸収入	393,006	7.2	32.0	151,396	3.1	11.0	61,542	21,605
計	1,226,850	22.5	100.0	1,377,649	27.8	100.0	192,116	196,607	
依存財源	10. 地方譲与税	69,835	1.3	1.7	143,730	2.9	4.0	10,936	20,512
	11. 利子割交付金	1,163	0.0	0.0	2,081	0.0	0.1	182	297
	12. 配当割交付金	602	0.0	0.0	1,500	0.0	0.0	94	214
	13. 株式等譲渡配 当割交付金	413	0.0	0.0	1,212	0.0	0.0	65	173
	14. 地方消費税交 付金	58,857	1.1	1.4	65,243	1.3	1.8	9,217	9,311
	15. ゴルフ場利用 税交付金	0	0.0	0.0	3,300	0.1	0.1	0	471
	16. 自動車取得税 交付金	12,148	0.2	0.3	33,641	0.7	0.9	1,902	4,801
	17. 地方特例交付 金	15,137	0.3	0.4	12,725	0.3	0.4	2,370	1,816
	18. 地方交付税	1,427,269	26.2	33.8	2,199,027	44.4	61.5	223,500	313,828
	普通	1,272,988	23.3	30.1	2,006,844	40.5	56.1	199,340	286,401
	特別	154,281	2.8	3.6	192,184	3.9	5.4	24,159	27,427
	19. 交通安全対策 特別交付金	491	0.0	0.0	1,521	0.0	0.0	77	217
	20. 国庫支出金	2,186,454	40.1	51.7	337,862	6.8	9.4	342,382	48,217
	21. 国有提供交付 金	0	0.0	0.0	2,523	0.1	0.1	0	360
22. 県支出金	178,819	3.3	4.2	310,919	6.3	8.7	28,002	44,371	
23. 地方債	277,300	5.1	6.6	460,585	9.3	12.9	43,423	65,731	
計	4,228,488	77.5	100	3,575,869	72.2	100	662,150	510,319	
歳入合計	5,455,338	100		4,953,518	100		854,265	706,926	

資料：企画経営課

(平成29年度)

区分	当該団体			全国類似団体			当該団体	全国類似団体	
	決算額 (千円)	構成比 (%)	自主財源 依存財源 での構成 比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	自主財源 依存財源 での構成 比 (%)	人口1人当 たり額 (円)	人口1人当 たり額 (円)	
自主財源	1. 地方税	601,194	13.2	33.5	862,249	12.2	43.6	109,667	123,035
	2. 分担金・負担金	8,819	0.2	0.5	48,006	0.7	2.4	1,609	6,850
	3. 使用料	27,910	0.6	1.6	123,918	1.8	6.3	5,091	17,682
	4. 手数料	12,939	0.3	0.7	16,042	0.2	0.8	2,360	2,289
	5. 財産収入	27,013	0.6	1.5	52,610	0.7	2.7	4,928	7,507
	6. 寄附金	8,960	0.2	0.5	167,481	2.4	8.5	1,634	23,898
	7. 繰入金	808,016	17.8	45.0	327,379	4.6	16.6	147,394	46,714
	8. 繰越金	34,069	0.8	1.9	214,183	3.0	10.8	6,215	30,562
	9. 諸収入	267,927	5.9	14.9	165,196	2.3	8.4	48,874	23,572
	計	1,796,847	39.6	100.0	1,977,066	28.0	100.0	327,772	282,109
依存財源	10. 地方譲与税	21,777	0.5	0.8	85,093	1.2	1.7	3,972	12,142
	11. 利子割交付金	1,145	0.0	0.0	1,261	0.0	0.0	209	180
	12. 配当割交付金	1,236	0.0	0.0	2,053	0.0	0.0	225	293
	13. 株式等譲渡配 当割交付金	1,110	0.0	0.0	2,109	0.0	0.0	202	301
	14. 地方消費税交 付金	91,534	2.0	3.3	126,469	1.8	2.5	16,697	18,046
	15. ゴルフ場利用 税交付金	0	0.0	0.0	3,967	0.1	0.1	0	566
	16. 自動車取得税 交付金	5,825	0.1	0.2	20,534	0.3	0.4	1,063	2,930
	17. 地方特例交 付金	1,174	0.0	0.0	1,724	0.0	0.0	214	246
	18. 地方交付税	1,679,503	37.0	61.3	2,773,649	39.3	54.6	306,367	395,774
	普通	1,490,996	32.9	54.4	2,497,955	35.4	49.2	271,980	356,435
	特別	188,507	6.9	112.3	274,342	5.4	34.6	34,387	39,146
	災害復興	0	0.0	0.0	1,353	0.0	0.0	0	193
	19. 交通安全対策 特別交付金	0	0.0	0.0	1,037	0.0	0.0	0	148
20. 国庫支出金	283,840	6.3	10.4	639,320	9.1	12.6	51,777	91,225	
21. 国有提供交 付金	0	0.0	0.0	1,752	0.0	0.0	0	250	
22. 県支出金	485,432	10.7	17.7	627,301	8.9	12.4	88,550	89,510	
23. 地方債	167,906	3.7	6.1	792,126	11.2	15.6	30,629	113,029	
計	2,740,482	60.4	100.0	5,078,395	72.0	100.0	499,906	724,640	
歳入合計	4,537,329	100.0		7,055,461	100.0		827,678	1,006,749	

資料：企画経営課

(令和2年度)

区分	当該団体			全国類似団体			当該団体	全国類似団体	
	決算額 (千円)	構成比 (%)	自主財源 依存財源 での構成 比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	自主財源 依存財源 での構成 比 (%)	人口1人当 たり額 (円)	人口1人当 たり額 (円)	
自主財源	1. 地方税	615,582	9.8	30.6	667,730	9.6	40.0	133,253	131,518
	2. 分担金・負担金	13,183	0.2	0.7	20,840	0.3	1.2	4,159	4,104
	3. 使用料	19,144	0.3	0.9	54,963	0.8	3.3	10,968	10,825
	4. 手数料	14,281	0.2	0.7	22,945	0.3	1.4	4,579	4,519
	5. 財産収入	18,679	0.3	0.9	21,974	0.3	1.3	4,385	4,328
	6. 寄附金	82,980	1.3	4.1	10,035	0.1	0.6	2,003	1,977
	7. 繰入金	1,100,835	17.6	54.7	480,446	6.9	28.7	95,878	94,630
	8. 繰越金	36,388	0.6	1.8	118,076	1.7	7.1	23,563	23,257
	9. 諸収入	112,745	1.8	5.6	274,344	3.9	16.4	54,748	54,036
計	2,013,817	32.1	100.0	1,671,353	23.9	100.0	333,536	329,194	
依存財源	10. 地方譲与税	23,001	0.4	0.5	44,813	0.6	0.8	8,943	9,150
	11. 利子割交付金	429	0.0	0.0	405	0.0	0.0	81	92
	12. 配当割交付金	895	0.0	0.0	848	0.0	0.0	169	359
	13. 株式等譲渡配 当割交付金	1,040	0.0	0.0	988	0.0	0.0	197	423
	14. 地方消費税交 付金	112,971	1.8	2.7	127,760		2.4	25,496	23,717
	15. ゴルフ場利用 税交付金	1	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0	0
	16. 自動車取得税 交付金	1,571	0.0	0.0	2,622	0.1	0.1	523	564
	17. 地方特例交付 金	10,342	0.2	0.3	2,607	0.1	0.1	520	914
	18. 地方交付税	2,462	0.0	0.1	2,235	0.1	0.1	446	938
	普通	1,770,325	28.3	41.6	3,406,528	48.8	64.1	679,810	300,433
	特別	1,565,858	25.0	36.8	2,918,609	41.8	55.0	582,443	257,403
	災害復興	204,424	3.3	4.8	487,908	7.0	9.2	97,367	43,030
	19. 交通安全対策 特別交付金	43	0.0	0.0	11	0.0	0.0	2	0
	20. 国庫支出金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0
21. 国有提供交付 金	1,361,378	21.7	32.0	1,235,894	17.7	23.3	246,636	243,425	
22. 県支出金	660,679	10.6	15.6	240,078	3.4	4.5	47,910	47,286	
23. 地方債	305,808	4.9	7.2	246,500	3.5	4.6	49,192	48,551	
計	4,250,902	67.9	100.0	5,311,279	76.1	100.0	1,059,923	675,852	
歳入合計	6,264,719	100.0		6,982,632	100.0		1,393,459	1,005,046	

資料：企画経営課

図表2-14 大間町特別会計決算額の推移

(単位：千円)

区分	年度	平成元	平成5	平成10	平成15	平成20	平成25	平成30	令和2
国民健康保険特別会計	歳入	495,312	643,597	673,529	782,615	996,547	1,051,012	828,596	704,552
	歳出	458,327	631,631	623,258	759,288	984,031	987,797	777,913	686,020
海峡保養センター事業等特別会計	歳入	216,985	238,553	194,285	155,128	147,211			
	歳出	216,985	238,553	194,285	155,128	147,211			
老人保健特別会計	歳入	232,960	342,801	450,666	517,428	54,385			
	歳出	232,960	333,076	469,205	517,428	56,965			
後期高齢者医療特別会計	歳入					50,223	48,757	56,410	58,954
	歳出					48,159	47,987	52,034	57,161
介護保険特別会計	歳入				276,705	427,939	508,595	572,559	641,667
	歳出				267,617	393,142	492,343	570,156	608,262
下水道事業特別会計	歳入			91,830	781,271	203,988	200,231	242,670	218,470
	歳出			91,830	781,271	203,988	200,231	242,670	218,470

資料：企画経営課

図表2-15 健全化判断比率の推移

(単位：%)

区分	年度	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
実質赤字比率		—	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率		—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率		16.9	17.7	16.9	15.5	14.2	13.1	12.3	12.1
将来負担比率		38.1	39.9	29.1	—	—	12.0	—	—

区分	年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	—	—	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率		—	—	—	—	—	—	20.0	30.0
実質公債費比率		14.5	15.2	15.4	16.6	15.7	14.7	25.0	35.0
将来負担比率		—	50.3	52.1	32.9	39.8	40.8	350.0	—

資料：同上

10 役場の移転

役場の変遷 明治37年(1904)4月、大奥村役場を奥戸から大間に移すこととなりました。このころ、奥戸の人口1,168人に対して、大間の人口は1,190人とわずかながら上回るようになっていたのです。大間区内の山本茂登治宅を借り受け、役場としました。

その後、村勢が拡大するにつれて、建物が手狭となっていきます。そこで、明治45年(1912)1月、大間字寺道99番地(現在の大間商工会の場所)に50坪の庁舎を新築移転しました。新築費用は、442円6銭2厘との記録が残されています。

さらに、昭和5年(1930)6月、大間字寺道104番地に庁舎を新築して移転しました。

老朽化する庁舎 昭和5年(1930)に建設された庁舎は、その後、新築されることはなく時

代の環境・社会変化に応じて幾度かの増改築を行い、しのいできました。

すでに昭和40年代から新庁舎建設が町の課題となっている中、昭和58年（1983）5月には日本海中部地震により建物に甚大な被害を受けて、補強工事などの改修を実施しました。改修中に仮庁舎としていたのは、総合開発センターです。改修後は、軽易な維持補修を重ねながら使用してきました。また、本庁舎が狭いことから、旧むつ土木事務所を譲り受けて、役場分室として業務を行い、本庁舎と分室を合わせた建物面積は1,390㎡でした。

維持補修を繰り返しているとはいえ、庁舎の老朽化は進み、維持管理の限界に達し、また、耐震性の不足はいうまでもなく、大規模災害時の防災拠点としては極めて不安定な場所といわざるを得ない状況でした。

新庁舎の建設へ 平成元年（1989）に策定した「第2次大間町総合計画」において、庁舎の建て替えは大きな課題とされていました。財源不足を要因に、容易に建設に踏み切ることが叶いませんでしたが、四半世紀以上の年月を経て、平成28年（2016）8月、「大間町新庁舎基本計画」策定に至ったのです。すでに平成21年（2009）には、建設位置については、大間町公共施設配置策定特別委員会で大字大間字奥戸下道の町有地に決まっていた。この町有地を町が確保したのは、昭和48年（1973）のことですから、いかに新庁舎建設が困難を極めた事業であるのかが分かります。

新庁舎の建設の最大のポイントは、財源不足を補うため、庁舎を民間からのリース方式としたことです。初期投資を抑え、財政負担を平準化できるメリットがあります。

「①町民サービスの向上が図られ、利用しやすい庁舎」「②円滑な行政運営ができ、効率的・経済的な庁舎」「③防災拠点としての機能を有し、安全・安心な庁舎」の3点を基本理念とし、庁舎建設プロジェクトは進められました。事業の要となる設計・施工業者の選定は、価格のみの競争ではなく、技術提案書などの要素を評価する「プロポーザル方式」で実施されました。

新庁舎の完成 待望の新庁舎が完成、開庁したのは、平成30年（2018）9月25日です。これにより実に築88年を経た旧庁舎が役目を終えることとなりました。新庁舎は鉄骨造り一部3階建て、延べ床面積は約3,590㎡です。新庁舎は窓口配置や表示など分かりやすく工夫され、交流スペースも設置されました。原子力防災の拠点施設としても位置付けられ、太陽光発電設備や蓄電池、自家発電設備、耐震性受水槽、外部電源車から電源をバックアップできる機能なども備えています。



総事業費は約19億1,900万円であり、肝 大間町役場新庁舎

心のリース方式では、庁舎の設計・施工業者に毎年約1億円を15年間支払うと、庁舎が町に譲渡される契約です。

新庁舎での業務開始の前日となる9月24日、北通り総合文化センター「ウイング」で、163人が出席しての落成式典を挙行し、庁舎建設・防災行政用無線整備などに貢献した人・団体に感謝状を贈呈しました。



公用車車庫

11 平成の大合併

合併特例法の改正 昭和の大合併から約半世紀を経て、「平成の大合併」といわれる市町村合併が全国的に展開されました。平成7年（1995）に施行された合併特例法は、平成11年（1999）に地方分権一括法により改正され、以降、政府は市町村合併を積極的に推進していくことになります。その背景には、国と地方の厳しい財政状況、そして地方分権の推進があり、国は、合併特例債などの財政支援や市昇格時の要件緩和、中核市・特例市などの権限拡充策といった諸施策を提示し、市町村の合併を促しました。

8市町村か3町村か 合併に向けて全国で検討が始まる中、平成14年（2002）5月には、青森県の主導により、むつ市、下北郡（川内町・大畑町・大間町・東通村・風間浦村・佐井村・脇野沢村）、上北郡横浜町の9市町村長をメンバーとする「むつ下北地域市町村合併共同研究会」を設置し、第1回研究会を開催しました。財政効果やまちづくりなどについて議論を進め、翌15年（2003）1月には、将来構想の報告書をまとめています。

同研究会メンバーのうち東通村を除く8市町村は、平成15年（2003）3月、「むつ下北地域任意合併協議会」を設置し、大間町も参加しました。

その一方で、同月、大間町は風間浦村、佐井村と「北通り3町村市町村合併共同研究会」を組織しています。合併の在り方や合併のメリット、デメリットなどについて議論を進めた結果、「3町村より8市町村による合併のほうがメリットは大きい」という考えに到達し、3町村合併を断念することとなり、研究会は同年7月で解散しました。

むつ下北8市町村による法定の合併協議会の設置には、各議会による承認が必要であり、平成15年（2003）9月中に大間町を除く7市町村は可決したものの、大間町議会では否決となったのです。賛成する側は町単独では財政が成り立たない、反対派は、大間原子力発電所立地により町に入る固定資産税や交付金が減ってしまう、というのがそれぞれの主な理由でした。

結果、10月の大間町議会では、「町単独」の検討継続を条件に法定協設置議案が可決され、同月末、法定の「むつ下北地域合併協議会」が発足しました。

8市町村合併の枠組みから離脱 むつ下北地域合併協議会発足後、大間町では引き続き8市町村合併か、原子力発電所立地による補助金等の財源を見込んだ町単独かをめぐって、激しい議論が続いていきます。この当時、順調に展開した場合の大間原子力発電所の運転開始を平成24年（2012）度と想定し、それまでの財源が最大の課題で、町の試算では標準財政規模に対する赤字比率は、再建団体転落ラインを大幅に上回ってしまう可能性があるとされていました。

平成15年（2003）12月には、町内全世帯へのアンケート結果が判明し、8市町村合併賛成は36.5%、合併反対50.5%に対し、町単独に賛成は44.5%、反対は37.9%でした。アンケートの回収率46%などを考えても、拮抗した数字といえるでしょう。

平成16年（2004）4月、むつ下北地域合併協議会継続を求める議案が大間町議会で否決され、むつ下北地域合併協議会を離脱することとなりました。

再び3町村合併の協議 一方、平成16年（2004）10月、風間浦村、佐井村の両村が、大間町に合併協議の申し入れをしてきました。同月、大間町議会では、3町村合併による財政基盤などを検討し町単独でいくという町の決定を承認しています。

しかしながら、こうした紆余曲折を経て、翌17年（2005）3月、再び3町村による「北通り3町村市町村合併共同研究会」が発足し、6月には法定の「北通り3町村合併協議会」が住民発議により設立されました。

法定協では平成18年（2006）10月の合併を目指し、議員定数や職員の削減、新規事業の見直しなどを盛り込んだ結果、財政再建団体転落を回避できるとの試算が提示されました。

町単独を選択 平成18年（2006）になると、各町村では住民説明会を進め、3月24日に合併の調印式が予定されていましたが、住民説明会が終了した3月上旬になってもなお、合併をめぐって賛否が分かれている状況が続いていました。大間町では、24日の合併調印を見合わせ、翌4月30日に合併についての意思を問う住民投票を行った結果、賛成1,331票に対して反対2,217票、投票率は70%でした。反対が約6割を占め、賛成を900ほど上回りました。この結果を受け、平成18年（2006）5月、北通り3町村合併協議会は解散し、合併問題は終結を迎えることとなったのです。協議会終了に際し、大間町の金澤満春町長は「成果は実らなかったが、今後も互いの地域を尊重し、繁栄することを心から願う」と語りました。

長年にわたって続く厳しい財政事情、そしてそれを打開するための大間原子力発電所建設への道のり、これらの諸事情を考え、将来の大間町をどのように描くか。この選択は容易ではなく、町民全員にとって極めて難しい問題だったといえるでしょう。

一方、当初8市町村での合併を目指したむつ下北地域では、平成17年（2005）3月、川内町、大畑町、脇野沢村がむつ市に編入合併となり、新生「むつ市」が誕生しました。

図表2-16 市町村合併問題の推移

年月日	市町村合併関連事項
平成14年5月29日	むつ下北地域市町村合併共同研究会が発足
平成15年3月6日	北通り3町村市町村合併共同研究会が発足
平成15年3月24日	むつ下北地域（8市町村）任意合併協議会が発足
平成15年7月31日	北通り3町村市町村合併共同研究会が解散
平成15年9月18日	大間町議会でむつ下北地域の法定協議会設置議案が否決
平成15年10月31日	法定のむつ下北地域合併協議会が発足
平成16年5月7日	法定のむつ下北地域合併協議会から離脱
平成17年3月15日	北通り3町村市町村合併共同研究会が発足
平成17年6月20日	北通り3町村合併協議会が設立
平成18年4月30日	大間町の合併について意思を問う住民投票
平成18年5月31日	北通り3町村合併協議会が解散

12 災害対策本部設置

東日本大震災災害対策本部の設置と廃止 平成23年（2011）3月11日14時46分頃、東北地方太平洋沖地震が発生し、大間町では、同日15時5分、東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置しました。本部長に町長、副本部長に副町長がそれぞれ就任し、教育長、各課長、大間消防署長、大間病院事務長らが本部員となりました。

災害対策本部では、すぐに6か所の避難所（勤労青少年ホーム・大間小学校・大間中学校・奥戸小学校・奥戸中学校・農村婦人の家）開設の指示を出しました。15時14分、青森県太平洋側に大津波警報が発令されると、下手～割石地区の沿岸地域に避難指示を広報し、さらに16時過ぎには大間全域の海岸線に避難指示を出しました。夕刻、避難場所を大間地区は勤労青少年ホームと大間小学校、奥戸地区は奥戸小学校、材木地区は農村婦人の家に変更し、同日夜は4か所合計で340人が避難所で夜を過ごしました。

翌3月12日、消防団とも協力し、炊き出しを実施、各避難所に食料を配給しました。同日18時過ぎの災害対策本部会議において、奥戸・材木地区に避難指示を解除し、両地区の避難所を閉鎖。同日20時20分には、青森県太平洋沿岸の大津波警報が津波警報に変わったことを受け、災害対策本部は避難指示から避難勧告へと変更しました。

翌13日朝、青森県太平洋沿岸の津波警報が津波注意報へと変更され、災害対策本部は避難勧告を解除、各避難所の後片づけ作業を開始し、同日9時45分、対策本部は解散しました。

図表2-17 災害対策本部活動の記録（抜粋）

◎3月11日（金）午後2時47分発生
14：46ごろ 東北地方太平洋沖地震

- 14:50 青森県太平洋沿岸 津波警報発表
青森県日本海側 津波注意報発表
- 15:05 災害対策本部設置
避難所開設指示（6箇所 ①勤労青少年ホーム・②大間小学校・③大間中学校・④奥戸小学校・
⑤奥戸中学校・⑥農村婦人の家）
- 15:14 青森県太平洋沿岸 津波警報から大津波警報へ変更
青森県日本海側 津波注意報から津波警報へ変更
下手～割石地区の沿岸地域に避難指示広報
- 16:08 青森県日本海側 津波警報から大津波警報へ変更
大間全域の海岸線に避難指示広報
- 17:24 避難所の変更広報
（放送内容）
・大間地区は、勤労青少年ホームと大間小学校
・奥戸地区は、奥戸小学校
・材木地区は、農村婦人の家
- 18:10 大間中学校避難者を大間小学校避難所へ移動
奥戸中学校避難者を奥戸小学校避難所へ移動
避難所収容人員
①勤労青少年ホーム 115名
②大間小学校 113名
③奥戸小学校 100名
④農村婦人の家 11名 計339名
避難所へ食料配給
- 18:15 ③奥戸小学校 129名（増29名） 計368名
- 19:20 避難所へ食料追加配布
- 19:35 避難所収容人員
①勤労青少年ホーム 115名
②大間小学校 117名
③奥戸小学校 143名
④農村婦人の家 15名 計390名（増22名）
- 20:40 避難所収容人員
①勤労青少年ホーム 60名
②大間小学校 123名
③奥戸小学校 143名
④農村婦人の家 14名 計340名（減50名）
- 21:00 漁船転覆 竹内 昭蔵氏 所有「昭栄丸」 人的被害なし
- ◎3月12日（土）
- 5:56 避難所収容人員
①勤労青少年ホーム 80名

	②大間小学校	120名
	③奥戸小学校	137名
	④農村婦人の家	18名 計355名(増15名)
7:00	災害対策本部会議	津波状況報告 炊き出し打合せ(消防団250食・役場100食) ※7:00~13:00まで一時帰宅
7:42	避難所収容人員	
	①勤労青少年ホーム	50名
	②大間小学校	30名
	③奥戸小学校	83名
	④農村婦人の家	10名 計173名(減182名)
8:35	③奥戸小学校	一時帰宅者 93名・避難者 28名
9:41	②大間小学校	11名
11:40	各避難所へ食料配給	
13:50	青森県日本海側	大津波警報から津波注意報へ変更
14:38	材木地区電気復旧を確認するが、奥戸地区の一部電気未復旧箇所あり	
15:02	避難所収容人員	
	①勤労青少年ホーム	22名
	②大間小学校	10名
	③奥戸小学校	45名
	④農村婦人の家	1名 計78名(減95名)
18:05	奥戸地区電気復旧確認	
	災害対策本部会議	奥戸・材木地区避難指示解除 奥戸・材木地区避難所閉鎖
18:40	避難所収容人員	
	①勤労青少年ホーム	11名
	②大間小学校	2名 計13名(減65名)
19:53	避難所収容人員	
	②大間小学校	0名 計2名(減11名)
	大間小学校避難所閉鎖	
20:20	青森県太平洋沿岸	大津波警報から津波警報へ変更 青森県日本海側 津波注意報解除
20:30	災害対策本部会議	避難指示から避難勧告へ変更
21:02	青少年ホーム	避難者あり 課長を除く全職員は自宅待機
◎3月13日(日)		
7:00	避難所収容人員	
	①勤労青少年ホーム	0名
7:30	青森県太平洋沿岸	津波警報から津波注意報へ変更
7:40	避難勧告解除	青少年ホーム避難所閉鎖

8 : 15	災害対策本部会議	各避難所後片付け作業開始
9 : 45	災害対策本部会議	対策本部解散
17 : 58	青森県太平洋沿岸	津波注意報解除
18 : 00	総務課帰宅	

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置と廃止 令和2年(2020)から、世界中で最も大きな話題が新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」といっても過言ではないでしょう。新型コロナは、令和元年(2019)12月に中国湖北省・武漢市で初めて検出された感染症であり、一般的に武漢市から世界各地に感染が拡大したものと考えられています。感染者の約8割は軽度から中等の症状であり、残りの2割ほどが重度から致命的な症状となるとされ、感染者のうち3分の1程度は無症状です。一般的な症状として、頭痛や嗅覚・味覚の消失、鼻詰まり、鼻漏、咳、筋肉痛、咽頭痛、発熱、下痢、呼吸困難などがあります。日本国内でも令和2年(2020)1月には、初めての感染者(武漢市からの帰国者)が確認され、以降、徐々に国内各地で感染者が発見されるようになりました。

国内感染者が増大する中、政府は全国の小・中学校、高校に対して、3月2日からの臨時休校を要請しました。大間町でも要請に応じ、3月2日から臨時休校に踏み切りましたが、3月27日から通常の学校活動を再開しています。

青森県内で初の新型コロナウイルス感染者が確認されたのは、令和2年(2020)3月23日です。これを受けて、大間町では、翌24日に、大間町新型インフルエンザ対策本部条例に基づき、「大間町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。本部長に町長、副本部長に副町長がそれぞれ就任し、教育長、各課長、大間消防署長、大間病院事務長らが本部員となりました。

令和2年(2020)4月7日から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県で緊急事態宣言が発出され、同月16日には全国に拡大となっています。5月25日、緊急事態宣言が全国で解除されたことを受けて、同月29日、大間町新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止し、大間町新型コロナウイルス感染症連絡会議を発足させました。

再度の対策本部設置 令和2年(2020)5月25日の緊急事態宣言解除以降は、感染者の多少の増減はあるものの爆発的な感染者増には至らない状況が続いていましたが、同年11月ころから増加傾向が顕著となってきました。年が明けた令和3年(2021)1月8日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、大間町では再度、大間町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。

同月13日には、むつ保健所管内で初となる感染者の発生が確認、青森県内でも連日感染者が確認されるなど、いつ大間町内で感染者が出てもおかしくない状況となったのです。

令和3年(2021)5月に1名の感染者があったものの6月現在、町内で感染者は確認されていませんが、県内の感染者数は累計約2,400人となりました。

第2節

地方税

1 納税者と税収入の推移

納税者と税収入の推移 景気の長期停滞が続き、また少子高齢化や生産年齢人口の減少傾向が続く中、他自治体と同様に大間町でも納税義務者や税収入は横ばいもしくは微減傾向にあります。

図表2-18 個人町県民税の納税義務者と当初課税額の推移

年度	区分	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (人)	当初課税額 (千円)
		納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)		
平成27		2,297	8,041	1,937	231,859	2,297	239,900
平成28		2,338	8,183	1,999	201,946	2,338	210,129
平成29		2,235	7,823	1,896	185,033	2,235	192,856
平成30		2,304	8,064	1,991	203,062	2,304	211,126
令和元		2,241	7,844	1,913	186,736	2,241	194,580
令和2		2,285	8,000	1,925	206,122	2,285	214,122
令和3		2,294	8,029	1,993	222,420	2,294	230,449

資料：税務課

軽自動車税 軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車（125cc以下）や軽二輪（126～250cc）、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（251cc以上）を所有している人に課税され、第1期納期限は4月30日です。

これらの車輛を取得したときや、所有者が死亡、転出したとき、車輛を譲渡、処分、紛失したときは、改めて届け出が必要です。また、届け出がない場合や届け出が大幅に遅れたときなどは、引き続き軽自動車税が課税される可能性があります。地方税の改正に伴い、軽自動車税の税率は、新たに令和元年（2019）から変わりました。

大間町の軽自動車税は、課税される台数は微減傾向にありますが、課税額は平成27年（2015）度の1,045万円から令和3年（2021）度の1,364万円へと約30%増加しています。

図表2-19 軽自動車税の推移

(単位：台、円)

区分 年度	原動機 付自転 車	軽自動車					計	小型 特殊 自動車	2輪の 小型 自動車	賦課期日 現在台数 合計	当初課税額
		2輪	4輪 (乗用・自 家用)	4輪 (貨物用・ 営業用)	4輪 (貨物用・ 自家用)						
平成27	183(2)	26	980(6)	6	722(8)	1,734(14)	140(5)	10	2,067(21)	10,452,700	
平成28	174(2)	25	1,006(4)	7	718(9)	1,756(14)	137(5)	9	2,076(21)	12,015,800	
平成29	152	20	1,007(4)	6	728(8)	1,761(12)	138(5)	9	2,060(17)	12,301,500	
平成30	142	18	1,012(4)	7	714(8)	1,751(12)	138(5)	8	2,039(17)	12,529,800	
令和元	132	22	997(4)	7	717(7)	1,743(11)	134(7)	9	2,018(18)	12,873,600	
令和2	127	23	990(5)	5	697(7)	1,715(12)	135(7)	11	1,988(19)	13,001,600	
令和3	112	23	990(5)	5	714(8)	1,732(13)	121(7)	14	1,979(20)	13,636,300	

※ () は、非課税台数で合計に含まない。

資料：税務課

固定資産税 固定資産税とは、毎年1月1日（賦課期日）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」）を所有している者が、その固定資産の価格を基に算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金で、第1期納期限は5月31日です。

固定資産税を納める者は、原則として固定資産の所有者ですが、具体的には次のような規定があります。

土地・・・登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者

家屋・・・登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者

償却資産・・・償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

所有者として登記（登録）されている者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在で、その土地や家屋を所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

図表2-20 固定資産税の推移

区分 年度	納税義務者数 (免税点以上)			合計	土地（筆）		家屋（棟）		償却資産（人）		課税額（円）
	個人	法人	共有者		免税点 以上	免税点 未滿	免税点 以上	免税点 未滿	免税点 以上	免税点 未滿	
平成28	1,993	168	21	2,182	8,252	4,108	2,738	149	90	173	179,533,500
平成29	2,002	177	22	2,201	8,299	4,084	2,746	148	92	172	254,333,700
平成30	1,976	176	27	2,179	8,011	4,396	2,747	152	93	184	240,547,200
令和元	1,977	185	28	2,190	8,045	4,358	2,745	153	107	181	241,339,000
令和2	1,965	186	31	2,182	8,028	4,368	2,749	151	110	191	259,234,400
令和3	1,938	194	32	2,164	7,811	4,609	2,751	147	118	195	255,235,700

※ 1 課税標準額が免税点を超える場合に課税される。

※ 2 免税点は、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円。

資料：税務課

納期前納付の報償金制度 平成31年（2019）3月、大間町税条例が改正され、納期前納付の報償金に係る制度が変更となりました。町民税の納税者が第1期の納期に、すべての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付すると、納期前に納付した税額の100分の0.25に、納期前に係る月数（第1期納付月を除く）を乗じて得た額を報償金とするようになっています。

納税貯蓄組合 昭和26年（1951）に制定された納税貯蓄組合法に基づき、昭和28年（1953）、大間町納税貯蓄組合が組織されました。納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的とするものです。組合に加入することで、毎月分割して掛け金するため容易に税金を納めることが可能となります。大間町には、平成20年（2008）度に80の納税貯蓄組合がありましたが、徐々に減少し、組合数は平成30年（2018）度48、令和3年（2021）度40となりました。

図表2-21 納税貯蓄組合数の推移

区分	年度															令和		
	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
組合数合計	80	80	80	80	75	73	70	67	63	59	55	53	51	48	45	42	40	
人数合計	723	696	660	643	589	567	561	508	468	438	419	389	362	319	279	235	214	

資料：税務課

第 3 節

人口と戸数

1 人口の推移

昭和期の人口 明治維新のころの日本の人口は3,300万人と推計され、これが平成12年（2000）には1億2,693万人と4倍弱にまで増加し、平成20年（2008）の1億2,808万人をピークに減少に転じました。

昭和期の初頭は金融恐慌や世界恐慌のあおりを受けて、全国的に深刻な昭和不況に見舞われ、とりわけ東北地方の農村部の不況は厳しいものでした。しかし、一方で近い将来の戦争遂行をにらんで、「産めよ増やせよ」がモットーに掲げられた時代でもあったのです。こうした事情から、厳しい経済状況下でありながらも、戦前戦中の大間町の人口は増え続けることとなりました。

推移を見ると、昭和2年（1927）は世帯数791、人口5,638人でしたが、大奥村から大間町になった昭和17年（1942）には、世帯数999、人口6,260人となっています。

戦後の推移は、[図表2-22](#)のとおりですが、昭和35年（1960）には世帯数1,407、人口7,982人と世帯数も人口もピークを示しています。以降、世帯数は増加するものの人口は減少に転じていきます。昭和50年（1975）～60年までの10年間では、50年対比で人口が266人減少し、0.97倍と微減しています。これは、県全体では1.04倍と微増傾向を示しているのに対し、下北地域でもむつ市に人口集中が進み、下北郡各町村の人口流出が続き、人口減となっているのと同じ傾向と言えます。

平成・令和期の人口 大間町の人口は、平成期に入ると、それまでの微減傾向からより顕著な減少傾向となっていることが分かります。

このように平成17年（2005）～22年まで微増、平成7年（1995）～12年まで微減となった以外は、大きく減少してきました。特に平成22年（2010）～27年の減少は大幅に拡大し、17.6%ものマイナスとなっています（[図表2-22](#)）。この人口増加率は県下40市町村中39位です。核家族の進展を反映し世帯数は増加を続けていましたが、近年は減少に転じています。

なお、国立社会保障人口問題研究所によると、今後も緩やかな人口減少が続き、2040年には4,171人になるとも推計されています。

少子高齢化を反映する平成7年（1995）と27年の年齢層別人口構成を比較すると、0～9歳は798人→368人、10～19歳は917人→481人、20～29歳は692人→370人、30～39歳は767人→563人、40～49歳は1,057人→642人、50～59歳は818人→711人、60～69歳は809人→924人、70歳～は748人→1,108人と推移しました（[図表2-23](#)）。

図表2-22 世帯数・人口の推移

(単位：人、%)

年	区分	世帯数	人口	増減	年	区分	世帯数	人口	増減
昭和2		791	5,638		平成2		2,099	7,125	△4.8%
昭和7		842	5,841		平成7		2,092	6,606	△7.3%
昭和10		946	6,066		平成12		2,212	6,566	△0.6%
昭和17		999	6,260		平成17		2,179	6,212	△5.4%
昭和25		1,162	7,081		平成22		2,636	6,340	2.1%
昭和30		1,299	7,835		平成27		2,152	5,227	△17.6%
昭和35		1,407	7,982	1.9%	令和2		2,090	4,718	△9.7%
昭和40		1,511	7,783	△2.5%					
昭和50		1,780	7,753	△1.0%					
昭和60		1,999	7,487	△1.8%					

(国勢調査より)

図表2-23 年齢層別人口の推移

(単位：人、%)

年	区分	合計	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	不詳
平成7		6,606	798	917	692	767	1057	818	809	748	
		100.0	12.1	13.9	10.5	11.6	16.0	12.4	12.2	11.3	
平成12		6,566	736	757	774	737	972	845	855	890	
		100.0	11.2	11.5	11.8	11.2	14.8	12.9	13.0	13.6	
平成17		6,212	595	652	621	754	748	1035	747	1060	
		100.0	9.6	10.5	10.0	12.1	12.0	16.7	12.0	17.1	
平成22		6,340	511	607	516	857	800	1057	819	1173	
		100.0	8.1	9.6	8.1	13.5	12.6	16.7	12.9	18.5	
平成27		5,227	368	481	370	563	642	711	924	1108	60
		100.0	7.0	9.2	7.1	10.8	12.3	13.6	17.7	21.2	1.1
20年間 の変化		△ 1,379	△ 430	△ 436	△ 322	△ 204	△ 415	△ 107	115	360	60
		100.0	31.2	31.6	23.4	14.8	30.1	7.8	△ 8.3	△ 26.1	△ 4.4

(国勢調査より)

60歳未満が大きく減少する一方、60歳以上、とりわけ70歳以上が大きく増加しています。また、20歳未満の子どもたちの減少は、特に顕著といえるでしょう。

2 平成の地区別人口・地区別世帯数

地区別世帯数の推移 昭和期の末期にあたる昭和60年（1985）、大間町の世帯数は1,999戸で、地区別に見ると大間地区に75%となる1,499戸、奥戸地区に21.9%（437戸）、材木地区に3.1%（63戸）と、全体の4分の3の世帯が大間地区に居住していました。

この傾向は、平成期に入ってから持続し、大間地区への集住傾向は緩やかに増加を続けています。平成7年（1995）の大間町の世帯数は2,092戸で、大間地区78.3%（1,638戸）、奥戸地区18.3%（383戸）、材木地区3.4%（71戸）となっていました。

平成17年（2005）の大間町の世帯数は2,179戸で、大間地区に78.0%（1,699戸）、奥戸地区は18.9%（412戸）、材木地区3.1%（68戸）。10年後の平成27年（2015）は全体の世帯数は2,152戸、そのうち大間地区79.4%（1,709戸）、奥戸地区17.8%（382戸）、材木地区2.8%（61戸）となっています（[図表2-24](#)）。

世帯数は大間地区が約8割を占めていますが、その大間町も平成20年代以降はほぼ現状維持で、奥戸地区、材木地区は減少傾向が続いています。

地区別人口 次に地区別人口を見てみましょう。昭和60年（1985）には、大間町全体では7,487人で、大間地区は72.6%（5,434人）、奥戸地区23.6%（1,769人）、材木地区3.8%（284人）と、全体の約7割が大間地区に居住していました。

平成期に入ると、平成2年（1990）は町の人口7,125人のうち、大間地区73.1%（5,211人）、奥戸地区23.0%（1,638人）、材木地区3.9%（276人）、平成7年（1995）は町の人口6,606人のうち、大間地区76.6%（5,062人）、奥戸地区19.7%（1,304人）、材木地区3.6%（240人）となり、この間の5年間で特に奥戸地区で人口減少が進んだことが分かります。

以降、平成17年（2005）は町の人口6,212人のうち、大間地区75.7%（4,701人）、奥戸地区20.8%（1,290人）、材木地区3.5%（221人）。平成27年（2015）は町の人口5,227人のうち、大間地区78.0%（4,079人）、奥戸地区19.1%（997人）、材木地区2.9%（151人）です。このように、平成27年（2015）では全体の8割弱が大間地区に居住していますが、その大間地区も奥戸地区や材木地区とともに人口減少が進んでいることが分かります（[図表2-25](#)）。

産業別就業者数の増減 漁業を基幹産業とする大間町では、最盛期の昭和30年代には、産業別就業者数を見ると、おおむね3,000人が第1次産業に従事し、8割程度を占めていました。しかし、昭和40年代以降は徐々に減少に転じ、昭和60年（1985）には第1次産業が53.5%（1,915人）、第2次産業15.1%（540人）、第3次産業31.3%（1,121人）となっています。

その後、平成期に入ると、平成2年（1990）は、第1次産業41.3%（1,350人）、第2次産業22.1%（724人）、第3次産業36.6%（1,197人）でしたが、平成7年（1995）には第1次産業35.6%（1,135人）、第2次産業24.1%（767人）、第3次産業40.3%（1,282人）と、ついに第1

次産業就業者を第3次産業就業者数が上回りました。

以降、この傾向はますます強まり、平成17年（2005）は第1次産業26.1%（692人）、第2次産業23.3%（616人）、第3次産業50.6%（1,340人）。そして、平成27（2015）年は、第1次産業23.9%（612人）、第2次産業22.1%（566人）、第3次産業53.7%（1,380人）と、第1次産業就業者はほぼ4分の1、逆に第3次産業就業者が過半数を超えています(図表2-26)。

図表2-24 地区別世帯数の推移

(単位：世帯)

区分	年	平成12	平成17	平成22	平成27	平成12~27年	平成27/12年
大間地区		1,716	1,699	2,161	1,709	△7	0.99倍
奥戸地区		496	412	408	382		
材木地区			68	67	61		
大間町		2,212	2,179	2,636	2,152	△60	0.97倍

(国勢調査より)

図表2-25 地区別人口の推移

(単位：人)

区分	年	平成12	平成17	平成22	平成27	平成12~27年	平成27/12年
大間地区		4,977	4,701	4,985	4,079	△898	0.82倍
奥戸地区		1,589	1,290	1,177	997		
材木地区			221	178	151		
大間町		6,566	6,212	6,340	5,227	△1,339	0.8倍

(国勢調査より)

図表2-26 産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

年	区分	産業別就業者数の増減					
		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
平成7		1,135	35.6	767	24.1	1,282	40.3
		△15.9	-215	5.9	43	△7.1	-85
平成12		866	28.2	763	24.9	1,439	46.9
		△23.7	-269	△0.5	-4	12.2	157
平成17		692	26.1	616	23.3	1,340	50.6
		△20.1	-174	△19.3	-147	△6.9	-99
平成22		624	19.7	1,044	33.0	1,498	47.3
		△9.8	-68	69.5	428	11.8	158
平成27		612	23.9	566	22.1	1,380	53.9
		△1.9	-12	△45.8	-478	△7.9	-118

(国勢調査より)

第 4 節 議 会

1 町議会

昭和期の町議会 町議会は、4年ごとに町民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、町民に代わってその声を町政に反映するところであり、町的意思を決定する議決機関です。

昭和17年（1942）11月3日、町制施行により誕生した大間町は、大奥村時代の同年6月に実施した村議会議員選挙で当選した村議がそのまま大間町議会議員となりました。当時の定数は18人です。

戦後、大間町は定数を22人に増やし、昭和22年（1947）4月30日の選挙より施行しました。このとき、町議会には教育・総務財政・経済・民生の4委員会が設置されています。その後、昭和42年（1967）4月の選挙までは、定数22人が続き、投票率も90%を超えていました。

昭和43年（1968）3月、「大間町議会の議員の定数を減少する条例」を公布・施行し、定数18人として昭和46年（1971）4月25日の町議会議員選挙から適用しています。このとき、常任委員会は、総務財政・文教民生・土木港湾・産業経済に改編され、さらに昭和50年（1975）4月27日の選挙後、常任委員会は総務企画・文教厚生・産業建設に改編されました。

昭和51年（1976）4月、町議会は大間町商工会から「原子力発電所誘致に係わる環境調査」の早期実現を請願され採択し、原発誘致運動に先鞭をつけました。

以降の町議会議員選挙は、昭和54年（1979）4月23日（投票率91.15%）、同58年（1983）4月24日（投票率91.17%）、同62年（1987）4月26日（投票率85.88%）と推移し、いずれも定数は18人でした。

平成期の町議会 平成期に入ってから、平成3年（1991）4月21日（投票率86.97%、初の女性候補者熊谷ヒサ子が当選）、平成7年（1995）4月23日（投票率87.49%）の2回の町議会議員選挙の後、平成9年（1997）9月、「大間町議会の議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例」が可決され、定数は16人となり、次回選挙から施行することと決定しました。

平成11年（1999）4月25日に予定された町議会議員選挙は、立候補者が定数の16人だったため、無投票で全員が当選しました。

平成11年（1999）4月25日選挙 無投票 当選者16人（以下、敬称略）

竹内 弘、岩泉盛利、石戸秀雄、清水 潔、熊谷ヒサ子、佐々木國光、佐藤亮一、佐々木正、小林唯八、畑山昭男、山田 守、傳法清孝、泉 徳實、千代谷純次、伊藤 馨、荒木長一郎

平成13年（2001）1月14日補欠選挙 無投票 当選者1人（以下、敬称略）

堺 正義

平成15年（2003）4月27日選挙 有権者数5,214人（男2,584、女2,630）投票率86.46% 当選者16人

正根秋雄、清水 潔、岩泉盛利、石戸秀雄、竹内 弘、千代谷 誠、傳法清孝、小林唯八、宮野昭一、大見光治、佐藤亮一、加藤正喜、山田 守、泉 徳實、伊藤 馨、熊谷ヒサ子

一方、長期にわたる景気低迷による地方税の減収、地方交付税の減額といった厳しい財政状況を背景とし、平成16年（2004）12月には、「大間町議会の議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例」が可決され、定数は10人と一挙に6人減少することに決まりました。

平成19年（2007）4月22日選挙 有権者数5,054人（男2,481、女2,573）投票率82.77% 当選者10人

正根秋雄、岩泉盛利、千代谷 誠、加藤正喜、石戸秀雄、竹内 弘、傳法清孝、小林唯八、清水 潔、宮野昭一

平成23年（2011）4月24日選挙 有権者数5,006人（男2,509、女2,497）投票率76.77% 当選者10人

正根秋雄、宮野昭一、岩泉盛利、小林和美、千代谷 誠、加藤正喜、竹内 弘、石戸秀雄、野崎信行、傳法清孝

平成27年（2015）4月26日選挙 有権者数4,671人（男2,358、女2,313）投票率79.25% 当選者10人

正根秋雄、佐々木信彦、竹内勝雄、岩泉盛利、竹内 弘、千代谷 誠、石戸秀雄、野崎信行、宮野昭一、加藤正喜

平成31年（2019）4月21日選挙 有権者数4,513人（男2,294、女2,219）投票率75.98% 当選者10人

佐々木信彦、正根秋雄、竹内勝雄、岩泉盛利、宮野昭一、千代谷 誠、堺 祐介、吉田安男、石戸秀雄、野崎信行

令和3年（2021）1月17日補欠選挙 無投票 当選1人

竹内滋仁

令和3年（2021）現在、議員は総務教育・産業民生の各常任委員会に所属するほかに、監査委員・国保運営協議会委員・一部事務組合下北医療センター議会議員・下北地域広域行政事務組合議会議員・大間町議会広報編集委員会を兼ね、さらに大間原子力発電所対策、大間町公共施設配置計画策定・建設、大間・函館フェリー航路対策などの特別委員会の委員としても職責を果たしています。



大間町議会定例会自治功労者表彰記念（平成15年3月14日）



大間町議会定例会自治功労者表彰記念（平成16年3月18日）



大間町議会定例会自治功労者表彰記念（平成18年3月15日）



大間町議会定例会自治功労者表彰記念（平成23年3月11日）



大間町議会定例会自治功労者表彰記念（平成27年3月12日）



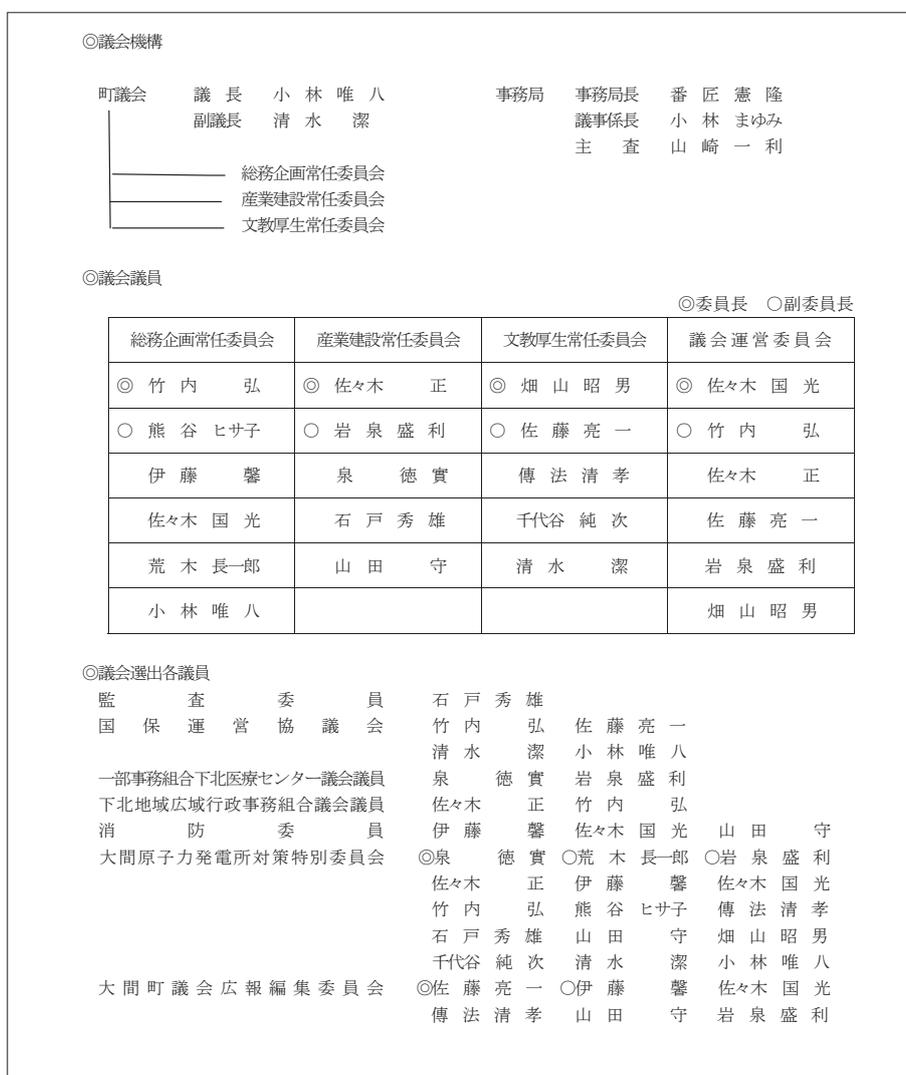
大間町議会定例会自治功労者表彰記念（平成31年3月11日）

2 議会組織

平成・令和期の議会組織 議会の組織は、基本的に昭和期から同様です。議会機構として議長・副議長、そして事務局には事務局長、議事係長など町職員が配置されます。

また、常任委員会が設置され、議員は必ずいずれかに所属することが定められ、ほかに、その時代時代の課題に応じた特別委員会も設置されます。さらに、監査委員や国保運営協議会をはじめとする諸組織に所属し、さまざまな面から議員としての職責を果たすことが求められてきました。

図表2-27 平成11年5月10日現在の議会組織図



図表 2-28 令和 3 年 1 月 27 日現在の議会組織図

【議会機構】

町議会
 議長 石戸 秀雄
 副議長 岩泉 盛利

事務局 事務局長 山崎 一利
 議事係長 細川 葉子

総務教育常任委員会
 産業民生常任委員会

【委員会】 ◎委員長 ○副委員長

総務教育常任委員会 (5名)	産業民生常任委員会 (5名)	議会運営委員会 (6名)
◎竹内 勝雄	◎野崎 信行	◎佐々木 信彦
○堺 祐介	○正根 秋雄	○岩泉 盛利
吉田 安男	佐々木 信彦	吉田 安男
竹内 滋仁	宮野 昭一	野崎 信行
石戸 秀雄	岩泉 盛利	竹内 勝雄
		正根 秋雄

【特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長

大間原子力発電所対策特別委員会	◎正根 秋雄 ○吉田 安男 ○佐々木 信彦 ・竹内 滋仁 ・堺 祐介 ・野崎 信行 ・竹内 勝雄 ・宮野 昭一 ・岩泉 盛利 ・石戸 秀雄
大間町公共施設配置計画策定・建設特別委員会	◎岩泉 盛利 ○正根 秋雄 ・吉田 安男 ・竹内 滋仁 ・佐々木 信彦 ・堺 祐介 ・野崎 信行 ・竹内 勝雄 ・宮野 昭一 ・石戸 秀雄
大間・函館フェリー航路対策特別委員会	◎正根 秋雄 ○岩泉 盛利 ・吉田 安男 ・竹内 滋仁 ・佐々木 信彦 ・堺 祐介 ・野崎 信行 ・竹内 勝雄 ・宮野 昭一 ・石戸 秀雄

【議会選出議員】 ◎委員長 ○副委員長

監査委員	宮野 昭一
国保運営協議会	正根 秋雄 ・ 岩泉 盛利
一部事務組合下北医療センター議会議員	正根 秋雄 ・ 岩泉 盛利
下北地域広域行政事務組合議会議員	吉田 安男 ・ 竹内 勝雄
大間町議会広報編集委員会	◎吉田 安男 ○佐々木 信彦 ・堺 祐介 ・野崎 信行 ・竹内 勝雄 ・岩泉 盛利

3 歴代議長・副議長・議員

歴代議長 議長と副議長は、議員の中から選ばれ、議長は議場の秩序を保ち、議事を整理し、議会の事務を統理し、町議会を代表する存在です。歴代の議長は、**図表 2-29**のとおりです。

図表2-29 歴代議会議長

歴代	氏名	在職期間
初代	岩瀬千代八	昭和21.10.1 ~ 昭和22.4.29
2代	筑田豊八	昭和22.5.12 ~ 昭和26.4.29
3代	宮野正造	昭和26.5.30 ~ 昭和30.4.29
4・5・6代	熊谷忠造	昭和30.5.4 ~ 昭和42.4.29
7・8代	柳森傳次郎	昭和42.5.4 ~ 昭和49.7.31
9・10代	大見義美	昭和49.9.7 ~ 昭和51.9.25
11代	稲葉未作	昭和51.9.28 ~ 昭和52.12.21
12代	小林唯八	昭和52.12.21 ~ 昭和53.6.20
13代	正根政雄	昭和53.6.20 ~ 昭和54.4.29
14・15代	蛭子 隆	昭和54.5.2 ~ 昭和61.4.3
16・17・18代	中島 大	昭和61.4.10 ~ 平成7.4.29
19代	石戸秀雄	平成7.5.1 ~ 平成11.4.29
20代	小林唯八	平成11.5.10 ~ 平成15.4.29
21代	清水 潔	平成15.5.2 ~ 平成19.4.29
22代	竹内 弘	平成19.5.1 ~ 平成23.4.29
23・24・25代	石戸秀雄	平成23.5.9 ~ 現在



初代議長 岩瀬千代八



第2代議長 筑田豊八



第3代議長 宮野正造



第4・5・6代議長
熊谷忠造



第7・8代議長
柳森傳次郎



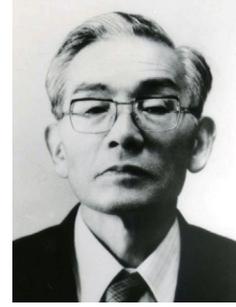
第9・10代議長
大見義美



第11代議長 稲葉末作



第12・20代議長
小林唯八



第13代議長 正根政雄



第14・15代議長
蛸子 隆



第16・17・18代議長
中島 大



第21代議長 清水 潔



第22代議長 竹内 弘



第19・23・24・25代
議長 石戸秀雄

歴代副議長 副議長は、議長に事故があるときや、議長が欠けたときに議長の職務を行います。歴代の副議長は、[図表2-30](#)のとおりです。

図表2-30 歴代議会副議長

歴代	氏名	在職期間
初代	米澤善次郎	昭和21.10.1 ~ 退任日不明
2代	森田要助	昭和22.5.12 ~ 退任日不明
3代	新田松太郎	昭和26.5.30 ~ 退任日不明
4・5代	岩瀬武三郎	昭和30.5.4 ~ 昭和38.4.29
6代	七嶋豊吉	昭和38.5.7 ~ 昭和39.1.16
7・8代	大西善太郎	昭和39.2.29 ~ 昭和46.4.29

歴代	氏名	在職期間
9代	大見義美	昭和46.4.30 ~ 昭和49.9.7
10代	船水慶一	昭和49.9.7 ~ 昭和50.4.29
11代	稲葉未作	昭和50.5.2 ~ 昭和51.9.28
12代	小林唯八	昭和51.9.28 ~ 昭和52.12.21
13代	正根政雄	昭和25.12.1 ~ 昭和53.6.20
14代	小谷清作	昭和53.6.20 ~ 昭和54.4.29
15代	佐々木隆男	昭和54.5.2 ~ 昭和58.4.29
16・17代	大見義美	昭和58.5.2 ~ 平成2.4.22
18代	正根政雄	平成2.4.27 ~ 平成3.4.29
19代	泉 徳實	平成3.5.1 ~ 平成7.4.29
20代	荒木長一郎	平成7.5.1 ~ 平成11.4.29
21代	清水 潔	平成11.5.10 ~ 平成15.4.29
22代	石戸秀雄	平成15.5.2 ~ 平成19.4.29
23・24代	岩泉盛利	平成19.5.2 ~ 平成27.4.29
25代	宮野昭一	平成27.4.30 ~ 平成31.4.29
26代	岩泉盛利	令和元.5.7 ~ 現在

4 常任委員会の変遷

常任委員会の設置 戦後、地方自治体の議会は、新しいスタート地点に立ち、それぞれ独自の常任委員会や特別委員会を設置するようになります。大間町でも、昭和22年（1947）8月、大間町条例第43号（大間町委員会及特別委員条例）を公布・施行しました。

このとき条例で設置することとされたのは、総務財政委員会、民生委員会、教育委員会、経済委員会の4委員会です。各委員会それぞれの所管に属する事務に関する調査や議案請願陳情に関する審査を担当するもので、定数は5人とされました。議員は、少なくとも1つの常任委員会の常任委員となることが定められています。

特別委員会は、特定の案件を審査するため、必要があるときに本議会の議決により設置が決まり、定数は議長が議会に諮って決定するものとされました。

常任委員・特別委員は、議長が議会に諮って選任し、常任委員会の委員長は議会が選任し、特別委員会の委員長は特別委員の互選により選任されます。

常任委員会の変遷 常任委員会は、時代の状況に応じて改編を繰り返してきました。改編は町条例によるもので、昭和期には次のような変遷をたどりしました。

○昭和25年（1950）6月26日、町条例（第71号）により、本議会に総務財政・教育民生・経済土木・懲罰の4委員会が設置され、後に教育民生は文教民生に、経済土木は土木港湾に、さらにその後、土木港湾は産経土木に改められました。

○昭和34年（1959）5月27日、産経土木は再び土木港湾に改められました。

○昭和42年（1967）6月6日、総務財政・産業経済・土木港湾・文教民生の4委員会が設置されました。

平成期の常任委員会 平成期は人口減少や財政難などから議員定数も減少する中、常任委員会の構成も大きく変化していくこととなりました。常任委員は議員当選後の臨時会において選任され、その任期は4年です。

○平成6年（1994）3月16日公布の条例により、従来の4委員会は総務企画・産業建設・文教厚生 of 3委員会（定数各6人）に改められました。

その後、町の組織改革に応じて、各常任委員会の所管を改める改編が随時なされました。

○平成11年（1999）3月11日可決の条例により、産業建設・文教厚生 of 各常任委員会の定数が6人から5人に改められました。

○平成19年（2007）3月13日可決の条例により、総務企画常任委員会の定数6人が5人に改められました。

○平成21年（2009）3月12日可決の条例により、文教厚生常任委員会が教育民生常任委員会に名称が改められました。

○平成22年（2010）12月9日可決の条例により、総務企画常任委員会は総務教育常任委員会、産業建設常任委員会が産業民生常任委員会に名称が改められるとともに、教育民生常任委員会の条項が削除され、現在に至っています。総務教育常任委員会、産業民生常任委員会の令和3年度の所管は次のとおりです。

（1）総務教育常任委員会 5人

総務課・会計管理課・税務課・企画経営課・議会事務局・監査委員・選挙管理委員会・教育課の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

（2）産業民生常任委員会 5人

住民福祉課・健康づくり推進課・生活整備課・産業振興課・農業委員会・海峡保養センター事業等の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査

選挙

1 選挙

選挙人名簿登録者数 選挙人名簿登録者とは、3月、6月、9月、12月の1日を基準日として住民票が作成された日から引き続き3か月以上大間町に在住の満18歳以上の人を登録するものです。人口減少が進む中、選挙人名簿の登録者数は、平成21年（2009）3月の5,051人から令和2年（2020）3月には、4,525人へと減少しています（[図表2-31](#)）。

町長選挙・町議会選挙結果 平成6年（1994）8月に実施した大間町の町長選では投票率90.62%を記録していましたが、平成9年（1997）1月の町長選挙は88.95%、平成13年（2001）1月87.37%となり、以降無投票が続いた後、平成29年（2017）1月に実施した町長選は78.89%、令和3年（2021）1月の町長選は77.06%と平成初期から比べると、投票率は下がっています（[図表2-32](#)）。

一方、大間町議会選挙の投票率の推移を見てみると、平成3年（1991）4月の選挙は86.97%で、その後平成19年（2007）4月まで80%台を維持していましたが、平成23年（2011）4月には70%台となり、平成31年（2019）4月の75.79%と平成7年（1995）の87.49%と比べると、投票率は約12%近く下がっています（[図表2-33](#)）。

選挙管理委員会 選挙管理委員会とは、公正な選挙を行うために、地方自治法第181条に基づき、都道府県や市町村に設置されている首長から独立した合議制の執行機関です。選挙管理委員会は、町長の選挙、町議会の議員の選挙、他の国や県などの選挙に関する事務を管理し、すべての選挙について投開票を行い、当該選挙の選挙人名簿の調製や管理を担当します。そのほかに、住民投票の管理執行、直接請求に関する署名の効力の審査や住民の政治意識の向上を図るための啓発活動なども任務の一つです。

委員数は4人で、任期は4年。委員は、議会の議員による選挙で選ばれ、委員長は委員の中から互選で選ばれます。

大間町では、委員長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者が当選人です。最多数が複数いる場合は、くじで決めることとしています。

大間町明るい選挙推進協議会 大間町明るい選挙推進協議会は、選挙人の政治意識の向上を図るとともに、各種公職の選挙が明るく正しく行われるよう常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努め、理想的な選挙を実現するために、平成10年（1998）3月に設立されました。委員、会長、副会長ともに任期は2年です。

同委員会は、防災広報無線での投票呼びかけや新聞折り込み、投票当日の広報車による町内

巡回などに加えて、街頭での啓発活動や投票を啓発する塗り絵展示、成人式における街頭啓発ポケットティッシュ配付と意識調査（平成27年）、中学校・高校への出前講座、公開講座などさまざまな機会を通じて、投票を促しています。

図表 2-31 選挙人名簿登録者数の推移（3月定時登録）

（単位：人）

登録年月	男	女	計
平成21年3月	2,481	2,570	5,051
平成22年3月	2,502	2,559	5,061
平成23年3月	2,548	2,541	5,089
平成24年3月	2,568	2,504	5,072
平成25年3月	2,516	2,462	4,978
平成26年3月	2,485	2,398	4,883
平成27年3月	2,431	2,356	4,787
平成28年3月	2,391	2,326	4,717
平成29年3月	2,413	2,358	4,771
平成30年3月	2,385	2,310	4,695
平成31年3月	2,351	2,259	4,610
令和 2年3月	2,316	2,209	4,525

※在外選挙人名簿 平成21.3～現在 女1名

図表 2-32 町長選挙投票結果の推移

執行年月日	選挙当日の有権者数 (人)			投票者数 (人)			投票率 (%)			当選者氏名
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
平成 2 年 8 月26日	5,227	2,601	2,626	4,562	2,144	2,418	87.28	82.43	92.08	金澤 弘康
平成 6 年 8 月28日	5,244	2,615	2,629	4,752	2,267	2,485	90.62	86.69	94.52	金澤 弘康
平成 9 年 1 月19日	5,295	2,661	2,634	4,710	2,262	2,448	88.95	85.01	92.94	浅見 恒吉
平成13年 1 月14日	5,383	2,679	2,704	4,703	2,258	2,445	87.37	84.29	90.42	浅見 恒吉
平成16年12月26日				無投票						金澤 満春
平成20年12月21日				無投票						金澤 満春
平成24年12月23日				無投票						金澤 満春
平成29年 1 月15日	4,736	2,398	2,338	3,736	1,800	1,936	78.89	75.06	82.81	金澤 満春
令和 3 年 1 月17日	4,415	2,248	2,167	3,402	1,660	1,742	77.06	73.84	80.39	野崎 尚文

図表 2-33 議会議員選挙投票結果の推移

執行年月日	選挙種別・ 定数	選挙当日の有権者数 (人)			投票者数 (人)			投票率 (%)		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成 2 年 8 月26日	補欠選挙 (1人)	5,227	2,601	2,626	4,554	2,139	2,415	87.12	82.24	91.96
平成 3 年 4 月21日	一般選挙 (定数18人)	5,157	2,569	2,588	4,485	2,075	2,410	86.97	80.77	93.12

執行年月日	選挙種別・定数	選挙当日の有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成6年8月28日	補欠選挙(1人)	無投票								
平成7年4月23日	一般選挙(定数18人)	5,204	2,595	2,609	4,553	2,127	2,426	87.49	81.97	92.99
平成11年4月25日	一般選挙(定数16人)	無投票								
平成13年1月14日	補欠選挙(1人)	無投票								
平成15年4月27日	一般選挙(定数16人)	5,214	2,584	2,630	4,508	2,163	2,345	86.46	83.71	89.16
平成19年4月22日	一般選挙(定数10人)	5,054	2,481	2,573	4,183	1,952	2,231	82.77	78.68	86.71
平成23年4月24日	一般選挙(定数10人)	5,006	2,509	2,497	3,843	1,843	2,000	76.77	73.46	80.10
平成27年4月26日	一般選挙(定数10人)	4,671	2,358	2,313	3,702	1,789	1,913	79.25	75.87	82.71
平成31年4月21日	一般選挙(定数10人)	4,513	2,294	2,219	3,429	1,663	1,766	75.98	72.49	79.59

図表2-34 選挙管理委員会歴代委員長・委員

氏名		在任期間	備考
委員長	石澤 徹	昭和54.10.18 ~ 平成7.10.17	
	佐々木多喜郎	平成7.10.18 ~ 平成13.3.31	平成13.4.1から委員へ
	新相 岩雄	平成13.4.1 ~ 平成18.3.30	
	新井田義成	平成18.3.31 ~ 令和2.3.6	
	木村 和弘	令和2.3.7 ~ 現在	令和2.3.6まで職務代理
職務代理	川村傳之助	昭和54.10.18 ~ 平成7.10.17	
	石澤 一昭	平成7.10.18 ~ 平成27.10.17	
	木村 和弘	平成27.10.18 ~ 令和2.3.6	令和2.3.7から委員長
委員	碓谷正次郎	昭和54.10.18 ~ 昭和62.10.17	
	米澤 武徳	昭和54.10.18 ~ 昭和60.4.30	昭和60.4.30任期途中辞職
	宮野 毅	昭和59.7.21 ~ 平成19.10.17	
	廣谷 亮介	昭和60.5.1 ~ 昭和62.10.17	米澤委員後任
	佐々木多喜郎	昭和62.10.18 ~ 平成7.10.17 平成13.4.1 ~ 平成13.5.31	平成7.10.18から委員長
	岩佐 忠義	平成13.6.1 ~ 平成19.10.17	
	新相 岩雄	平成7.10.18 ~ 平成13.3.31	平成13.4.1から委員長
	菊池 泰進	平成19.10.18 ~ 現在	
	大内 二郎	平成19.10.18 ~ 現在	
柴田 弘子	令和2.3.7 ~ 現在		

図表 2-35 大間町明るい選挙推進協議会歴代会長・委員

	氏名	在任期間	備考
会長	山崎アイ子	平成10.3.23 ~ 平成30.3.22	
	和田八重子	平成30.3.23 ~ 現在	
副会長	蛸子 みち	平成10.3.23 ~ 平成22.4.30	平成22.5.1から委員へ
	目時 榮子	平成22.5.1 ~ 平成30.3.22	
	菊池女久美	平成30.3.23 ~ 令和4.3.22	
	金田一一子	令和4.3.23 ~ 現在	
委員	山崎 み糸	平成10.3.23 ~ 平成16.3.22	
	吉田 みな	平成10.3.23 ~ 平成16.3.22	
	伊藤 綾子	平成14.3.23 ~ 平成16.3.22	
	御廐敷はな糸	平成10.3.23 ~ 平成22.4.30	
	米澤 昭子	平成10.3.23 ~ 平成28.3.22	
	上町 陽子	平成10.3.23 ~ 平成28.3.22	
	蛸子 みち	平成22.5.1 ~ 平成30.3.22	平成22.4.30まで副会長
	七島 トシ	平成10.3.23 ~ 平成30.3.22	
	目時 榮子	平成10.3.23 ~ 平成22.4.30	平成22.5.1から副会長
	山田久美子	平成22.5.1 ~ 平成30.3.22	
	和田八重子	平成24.5.1 ~ 平成30.3.22	平成30.3.23から会長
	古川 壽子	平成30.3.23 ~ 令和2.3.22	
	木村泰佳子	平成30.3.23 ~ 令和4.3.22	
	金田一一子	平成30.3.23 ~ 令和4.3.22	令和4.3.23から副会長
	山崎 榮	平成30.3.23 ~ 現在	
	新井田若子	平成30.3.23 ~ 現在	
	佐藤恵美子	平成30.3.23 ~ 現在	
	橋本 京子	平成30.3.23 ~ 現在	
	興村 陽子	令和4.3.23 ~ 現在	

2 県議会議員

最初の県会議員 青森県で最初の県会議員選挙が行われたのは、明治12年（1879）年1月のことです。府県会規則では、選挙区を郡単位とし、1郡5人以下に定められていました。本県では、独自の県会議員選挙手続きを公布して、各郡3人と規定し、8郡から計24人が選出されたのです。そして、大間からの初めて県会議員が誕生したのは明治36年（1903）5月のことで、廣谷六郎が当選しました。

昭和・平成初の県議会議員誕生 戦後、大間から県議会議員はなかなか生まれませんでした。昭和・平成を通じて大間から初めて県議会議員が誕生したのは、平成11年（1999）4月のことでした。大間町出身の大



廣谷六郎議員

見光男氏（自民党）が、下北郡で6,591票を獲得して2位となり、初当選しました。大見氏は、民間会社社長、大間町観光協会会長などを歴任し、初当選後、平成15年（2003）4月の県議選では7,789票で下北郡1位、平成19年（2007）4月は選挙区が下北郡からむつ市に変わり、8,574票で第3位と、連続3期当選を果たしました。

平成19年（2007）4月の選挙では48人の県議会議員が決定し、無所属議員4人を入党させた自民党が28人と、過半数を占めました。同年5月、県議会の臨時会で正副議長選挙が行われ、大見光男氏が副議長に選出されました。大見氏は、翌平成20年（2008）12月まで副議長を務めました。



大見光男議員

第 6 節

大間町と戦争

1 大間町と戦争

徴兵令 明治維新後の明治 6 年 (1873)、新政府は徴兵令を制定し、国民皆兵への第一歩を踏み出しています。徴兵令は、明治 22 年 (1889) に改正され、さらに翌年発布の大日本帝国憲法では「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と、兵役を国民の義務と決めました。

兵役法 昭和元年 (1926) 12 月、徴兵令が廃止され、新たに成立したのが兵役法です。20 歳に達する

男子に必要とされた徴兵検査には、甲種、第一乙種、第二乙種、丙種などの段階があり、平時においては抽選によって兵役に服すこととなりました。

昭和 15 年 (1940)、大奥村で徴兵検査を受けた者は、現役兵 (陸軍 45 人、海軍 2 人)、補充兵 陸分 11 人に分類されました。

日露戦争と大間町 日露戦争中の明治 37 年 (1904) 7 月 20 日、元大奥村議で大間郵便局長の木村重功は、ロシアのウラジオストク艦隊が津軽海峡を通過したことを電信で、軍中央部へ通報し、その功によって勲七等を授与されました。

日露戦争で大奥村から応召した兵士のうち名誉の戦死を遂げた 3 人を祀る忠魂碑が 2 か所に建立されています。一つは、大間町山道の大間町墓園付近にある、陸軍大將を務めた寺内正毅の書によるもので、もう一つは、大間町奥戸の春日神社境内にあり、陸軍大將を務めた鈴木莊八の書によるものです。

【近現代における日本の戦争の記録】

日清戦争 (明治 27 年 (1894) ~ 明治 28 年)

日露戦争 (明治 37 年 (1904) ~ 明治 38 年)

第一次世界大戦 (大正 3 年 (1914) ~ 大正 7 年)

満州事変始まる

昭和 6 年 (1931) 9 月 日本 関東軍が柳条湖で南満州鉄道を爆破

日中戦争へ

昭和 12 年 7 月 北京郊外の盧溝橋で日中両軍が衝突

昭和 14 年 9 月 第 2 次世界大戦始まる

太平洋戦争始まる

昭和 16 年 12 月 ハワイ・真珠湾を奇襲攻撃

昭和 20 年 3 月 東京大空襲

昭和 20 年 8 月 6 日 広島市への原子爆弾投下

昭和 20 年 8 月 9 日 長崎市への原子爆弾投下

昭和 20 年 8 月 15 日 天皇、戦争終結の玉音放送



大間町墓園忠魂碑



春日神社境内忠魂碑

戦時体制 戦争の激化に伴い、統制経済や軍需産業化が強化されると、商店主らも軍需工場や軍事施設に動員され、大間町も含め全国多くの商店街には閑古鳥が鳴くこととなりました。戦時下、すべての生活必需品は配給制でした。

また、一般家庭の鍋や寺院の梵鐘、銅像なども軍事用に供出が求められました。昭和16年(1941)5月、青森市において国民による献納飛行機「下北号」の命名式が行われ、材木地区には、陸軍大臣東条英機名による感謝状が残されています。

疎開と空襲 戦争末期になると、日本は連日、米軍機による空襲にさらされ、都市の大半は焦土と化したのです。そのため、都市住民は縁故を頼り、地方疎開が必要となり、学童の集団疎開も行われました。大間町にも町出身の東京在住者とその家族の多くが疎開してくることとなったのです。

戦争が終結に近づくにつれ、地方も空襲の標的となり、昭和20年(1945)7月14～15日にかけて、延べ770機の米軍機が津軽海峡を中心に、北海道・東北地方の艦船・航空基地・軍事施設を攻撃しました。延べ160機が来襲した大間町でも57発の爆弾が投下され、死者7人、重傷12人、軽傷11人、行方不明1人の人的被害に加え、全壊36戸、半壊66戸の建物の被害を出しました。



第二次世界大戦記録写真(昭和20年7月15日)
グラマンF4戦闘機により空襲を受けている奥戸の中心街・旧漁港の棧橋付近で爆撃を受けている八幡丸(3号、5号)

2 豊国丸

豊国丸の沈没と慰霊 昭和20年（1945）7月14日、海軍特務艦「豊国丸」は八戸港から函館への航行中、米軍艦載機延べ200機の波状攻撃を受け、大間崎の北西約3kmで沈没しました。乗組員147人のうち135人が戦死し、12人は大畑町（現むつ市）に漂着して救助されました。

豊国丸遺族会は、昭和49年（1974）7月14日に第1回慰霊祭を護衛艦「きたかみ」上で開催した後、以降、毎年同日に大間崎で慰霊祭を主催し、平成6年（1994）の50回忌を最後に解散しました。

33回忌に開かれた昭和52年（1977）の第4回慰霊祭では、大間崎に忠霊碑が建立されました。忠霊碑には、次のように記されています。

〈碑 面〉
戦死者百三十五柱の氏名
〈碑 陰〉
昭和二十年七月十四日午後二時三十六分
米軍艦載機と交戦し、激闘のすえ乗組員百
三十五名の勇士、艦と共にこの海に眠る
英霊に捧ぐ
海を征き
海に散りたる
つわものの
御霊よ永遠に
安らかにあれ
詠 壽山

この詠を作った壽山^{とざん}は、当時の遺族会会長高津市三氏であると伝えられています。

昭和56年（1981）の慰霊祭に参加した、豊国丸の生存者、滝沢義信戦友会会長は、次のように当時を回想しました。

「朝四時半に八戸港を出てからは、空襲の連続でした。米空母から飛び立った艦載機の波状攻撃を受け、尻屋灯台沖で機銃員全員が戦死し、あるいは傷つき、大畑沖を過ぎた辺りで前部高角砲の弾薬庫



豊国丸忠霊碑

が爆発して浸水し、午後二時過ぎにはエンジンも止まり、あっという間に沈みました。私たち一二人は筏を組んで漂流し、翌朝、大畑町に流れ着いて救助されました。波に吞まれた戦友も多かったようです。」
（『大間町史』）

平成30年（2018）には遺族会大間町世話人の工藤竹美氏が関係者と連絡調整し、暫定的に遺族会を再立ち上げ、工藤氏が会長代理となることので了承を得て、忠霊碑が改修され、同年7月14日、「豊国丸」忠霊碑改修竣工披露式及び慰霊祭を開催しました。

3 遺族と遺品の返還など

中国からの一時帰国者 昭和7年（1932）から終戦の昭和20年（1945）まで日本の傀儡である満州国（おおむね中華人民共和国の「東北部」と呼ばれる、現在の遼寧省、吉林省、黒竜江省の3省と、内モンゴル自治区の東部）が存在していました。当時の日本政府は満蒙開拓団と呼ばれる移民政策を行い、27万人もの人々が移住しましたが、終戦とともに大混乱に陥り、現地に留まらざるを得ず、中国残留孤児として現地の人々に育てられた日本人も少なくありません。

平成9年（1997）年12月、旧大奥村出身で中国残留孤児の福地正博さん（中国名：王久徳）が、中国残留孤児援護基金の計らいにより、母の実家がある大間町への一時帰国が実現。幼児期に可愛がってもらった伯母と再会するとともに、祖父母の墓参りをしました。

昭和13年（1938）に大奥村にある母の実家で生まれた福地さんは、家族とともに満州にわたり、7歳のとき現地で母を亡くし、開拓団員の保護の下、当時のチチハル収容所に避難した後、中国人の養父母に引き取られ育てられることとなりました。一時帰国した平成9年（1997）当時は、母校のハルピン科学技術大学で教鞭をとっていたそうです。

平成元年（1989）、同大学に客員として赴任していた日本人教授を介して、復員していた父の所在を知り、平成7年（1995）には青森市に住む父と対面を果たしています。

シベリア抑留者の遺骨が里帰り 第2次世界大戦の終戦後、投降した日本軍捕虜らが、ソビエト連邦によってシベリアなどへ労働力として移送され、長期間の抑留生活と奴隷的強制労働に従事させられました。ソ連によって約57万5,000人の日本人が抑留され、厳寒の地で劣悪な環境下で過酷な労働を強いられる中、亡くなった人は約5万8,000人に及んでいます。冷戦終結後に、ロシア側から収容所や墓地の所在地リストが日本政府に手渡され、厚生省（現：厚生労働省）や民間遺族団体などによって遺骨収集事業が進められ、収集された遺骨は、DNA型鑑定などによって身元が特定され、遺族に引き渡されてきました。

大間町出身の岩泉長治さんは、大戦中、満州に出征し、終戦翌年の昭和21年（1946）に24歳の若さでシベリアで亡くなりました。そして、国のDNA鑑定によって本人と特定され、令和2年（2020）8月6日、大間町奥戸の実家へ遺骨となって戻ってきたのです。召集以来、77

年ぶりの里帰りでした。実家で暮らす甥の岩泉盛利さんが、長治さんの遺骨を受け取っています。

政府が派遣した遺骨収集帰還団は、平成15年（2003）、ロシアのイルクーツク州マラトボ村の埋葬地から383体の遺骨を収容し、その後、DNA鑑定を続けていました。

東 奥 日 報 2020年(令和2年)8月7日 金曜日

「長治さん、ご苦労さま」

シベリア抑留者の遺骨故郷に

出兵から77年 おい・岩泉さん(大間)迎える

戦後75年 あおもりの夏

第2次世界大戦後、シベリア抑留中に亡くなった大間町出身の岩泉長治さんの遺骨が6日、出兵から77年の時を経て故郷に戻った。国によるDNA鑑定で遺骨が長治さんと判明。県の担当者(長治さんのおい・岩泉盛利さん(76)「大間町製パン」)を訪れ、遺骨を届けた。遺骨を仏壇に安置した盛利さんは深く息を吐き、感極まった表情で手を合わせた。「長い間、苦労さんでした」

鳥谷部知子

県や遺族にまると、長治さんは1922(大正11)年、大間町(現・大間町奥戸)で漁業を営む両親のもとに生まれた。21歳で出兵。旧陸軍の独立混成第130旅団砲兵隊として旧満州で警備に従事した。旧ソ連の収容所に至った経緯は不明だが、24歳だった46(昭和21)年6月10日に旧ソ連イルクーツク州の病院で死亡したという。

盛利さんは大間町議。長治さんが出兵後に生まれたため、面識はない。長治さんは8人きょうだいの男で盛利さんの父は次男。盛利さんは「(長治さんの母に当たる)祖母も戦争から帰って来た父も戦争のことを語りながらなかった。(長治さんの)人柄も聞いたことがなく、これまで、ただ写真に手を合わせるだけだった」と話。

長治さんの遺骨を、盛利さんの妻・さつ子(71)も一緒に手厚く迎えた。手料理をかんだんに作り、仏壇に供えるお膳も用意した。「しばらくは家でゆっくりしてほしい」と思いついで、お盆期間中は自宅に安置し、8月末に先祖代々が眠る墓に納める予定だ。長治さんのきょうだいも唯一生存している7男・利行で

県の担当者から受け取った遺骨を仏壇に安置する盛利さん(奥)と盛利さん(左)の6日後、大間町奥戸

少年時代とみられる長治さんの写真(撮影年月日は不明)

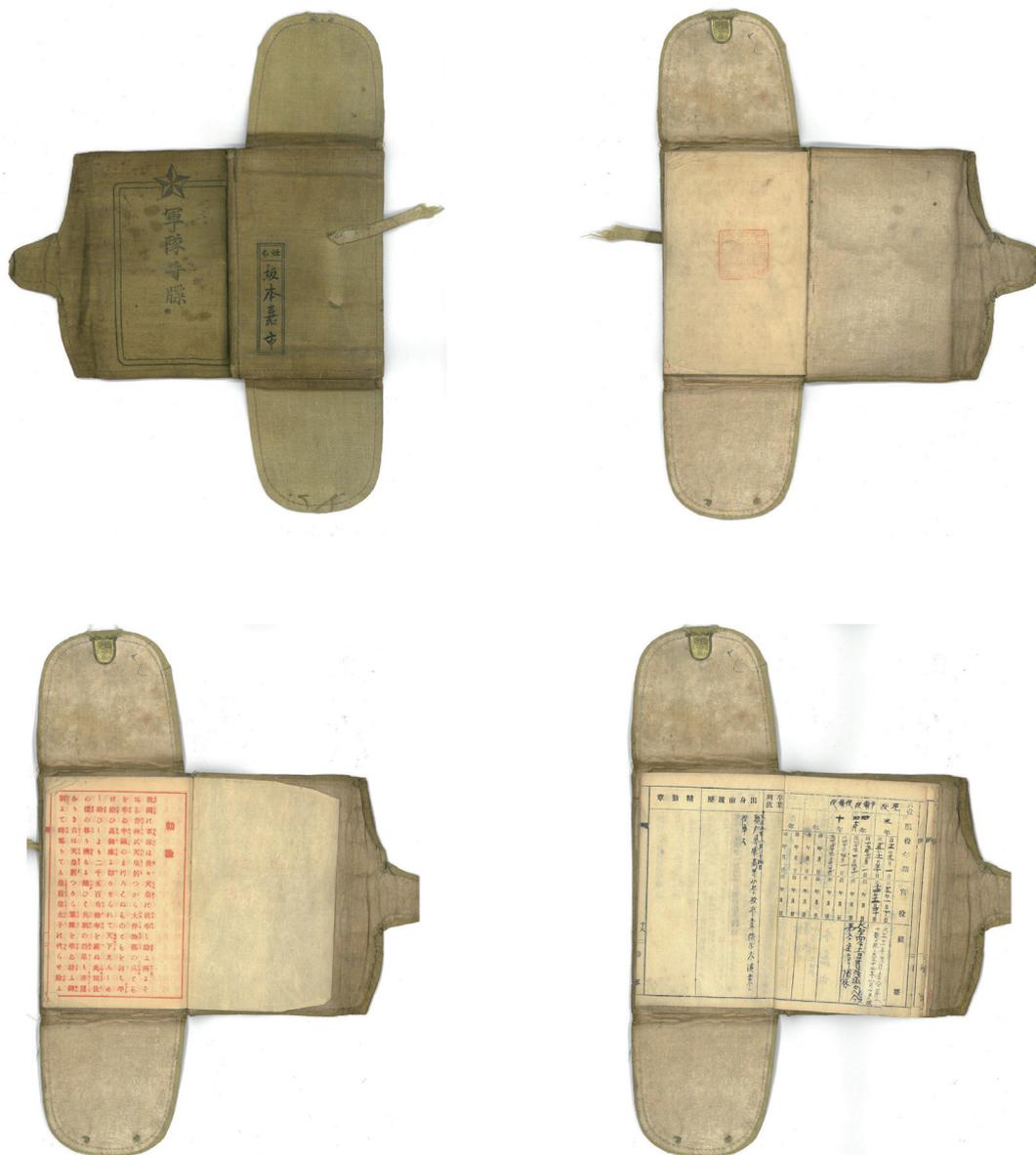
東奥日報(令和2年8月7日付)

(東奥日報社提供)

不発弾 令和3年(2021)6月1日に奥戸漁業協同組合の委託を受けて海産物の育成調査をしていた民間ダイバーが奥戸港北防波堤灯台から北東約80mの海底で不発弾を発見しました。翌2日の青森海上保安部の発表では、海上自衛隊が回収した4本は旧日本軍の砲弾で長さが約80~90cm、直径20~30cmで信管はなく爆発の危険性はありませんでした。



軍隊手帳 第2次世界大戦中に使用された軍隊手帳が大間町に保管され、手帳の内容としては、勅諭や詔書のほかに、個人の兵役の履歴などが書き込まれています。



軍隊手帳（上左：表紙表、上右：表紙裏、下左：詔書、下右：科兵の記録）